

令和5年高取町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和5年 9月19日（月曜日）
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和5年 9月19日 午前10時00分
閉会 令和5年 9月27日 午前10時28分

出席議員（8名）

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	吉	巳	君
4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
6	番	新	澤	良	文	君
7	番	森	下		明	君
8	番	新	澤	明	美	君

欠席議員（0名）

会議録署名議員

4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
7	番	森	下		明	君

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	新	田	靖	幸
書				記	辻		真	佑

説明のため出席した者の職・氏名

町		長	中	川	裕	介	君
副	町	長	東		扶	美	君
教	育	長	安	田	光	治	君
総	括	参	山	本	修	平	君
総	務	課	芦	高	龍	也	君
総	合	政	岸	本	資	之	君
税	務	課	石	尾	宗	将	君
住	民	課	吉	田	宗	義	君
福祉課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策推進室長			榎	井	貞	男	君
まちづくり	課	長	米	田	晴	信	君
事	業	課	森	本		修	君
会	計	管	福	若	佐	智	君
教	育	次	前	田	広	子	君

議事日程

令和 5年 9月19日 午前10時00分 開議

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 町長招集挨拶
- 4 発第 1 号 高取町議会特別委員会の設置について
- 5 選第 1 号 高取町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 6 同第 1 号 高取町教育長の任命について
- 7 同第 2 号 高取町監査委員の選任について
- 8 認第 1 号 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認第 2 号 令和4年度高取町水道事業会計決算の認定について
- 10 報第 1 号 専決処分の報告について（令和5年8月1日専決）
（令和5年度高取町一般会計補正予算（第4号））
- 11 報第 2 号 専決処分の報告について（令和5年8月1日専決）
（高取町子ども医療費助成条例の一部改正について）
- 12 議第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 13 議第 2 号 令和5年度高取町一般会計補正予算（第5号）
- 14 議第 3 号 令和5年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議第 4 号 令和5年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議第 5 号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 17 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（新澤良文君） 皆さんおはようございます。ただ今から、令和5年高取町議会第3回定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本会議に上程となります案件といたしまして、発議案件1件、選挙案件1件、同意案件2件、認定案件2件、報告案件2件、議決案件5件、並びに一般質問をお受けいたします。慎重なるご審議をお願いし、議員各位、並びに理事者、管理職の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、8名中、8名でございますので、本会議は成立いたします。

本日、決算認定に伴い、地方自治法第121条の規定により、川上代表監査委員の出席を求め、出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

○議長（新澤良文君） 日程第1 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る、9月4日の議会運営委員会におきまして、本日9月19日から9月27日までの9日間と決定いたしました。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本会期は本日から9月27日までの9日間と決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、4番、松本議員、5番、野口議員、7番、森下議員の3名を指名いたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） それでは、日程第3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長、ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 改めましておはようございます。第3回定例会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から議員活動を通じまして、町の発展、町民の暮

らしの向上に向けて多大なるご尽力いただいておりますことにつきまして、敬意と感謝申し上げます。また、令和3年の新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、町民の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしました。改めて深くお詫び申し上げます。町議会では100条特別委員会を設置され、調査・検証されているところでございます。町は引き続き真摯に対応してまいります。さて、本定例会でご審議いただく案件は、高取町議会特別委員会の設置、高取町教育長の任命、高取町監査委員の選任、令和4年一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、専決処分の報告、令和5年一般会計補正予算案など、発議案件1件、選挙案件1件、同意案件2件、認定案件2件、報告案件2件、議決案件5件で、全部で13件になります。各議案につきまして、慎重にご審議のうえ、ご議決、ご承認いただきますようお願い申し上げます。また、高取町におきまして、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的といたしまして、令和5年秋接種を開始させていただいております。通算7回目の接種になりますが、本日から予約の受付を始めました。9月の24日から実際に実施させていただきます。町民の皆さまの安心・安全を最優先に接種に向けて準備をさせていただいております。高取町は引き続き新型コロナ対策と社会活動、経済の両立に向けて取り組んでまいります。議員各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜り、お願い申し上げます。第3回定例会の開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

- 議長（新澤良文君） ありがとうございます。ここで暫時休憩をいたしまして、全員協議会を行います。議員各位におかれましては、2階集会室へお集まりください。よろしくお願いいたします。暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時50分 再開

-
- 議長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についてから、日程第16 議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について、までを一括上程とし、これより提案理由の説明を求めます。まず、議員提案であります、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置について、の提案理由説明をお受けいたします。7番、森下議員、ご登壇願います。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番（森下明君） 発第1号 高取町議会特別委員会の設置について、の提案理由説明を申し上げます。決算審査特別委員会を設置し、議員8名全員で決算内容等について集中審議をしていくことがより効果的であるとの観点から、決算審査特別委員会を設置するものです。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、日程第5 選第1号 高取町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について、を議題といたします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことにいたしたいと思います。お諮りいたします。指名の方法について、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。それでは、高取町選挙管理委員会の委員の指名を行います。高取町大字市尾 [REDACTED]、森川彰氏 [REDACTED] [REDACTED]。ちょっとすいません休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。次に、高取町大字清水谷、新井文秀氏。次に、高取町大字上子島、梅本恵似子氏。次に、高取町大字与楽、芳谷正久氏。以上4名の方を指名いたします。ただ今、指名いたしました方を高取町選挙管理委員会の委員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただ今、指名いたしました方が、高取町選挙管理委員会の委員に当選されました。

続きまして、同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことにしたいと思えます。お諮りいたします。指名の方法については、議長指名とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。それでは、補充員の指名を行います。高取町大字寺崎、中川清博氏。高取町大字上土佐、的場美輝氏。高取町大字藤井、藤谷光弘氏。高取町大字清水谷、川上隆氏。以上4名の方を指名いたします。ただ今、指名いたしました方を高取町選挙管理委員会の補充員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただ今、指名いたしました方が、高取町選挙管理委員会の補充員に当選されました。

次に、日程第6 同第1号 高取町教育長の任命について、及び、日程第7 同第2号 高取町監査委員の選任について、及び、日程第12 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由をお受けいたします。中川町長、ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） そうしましたら、高取町教育委員会教育長の任命につきまして、提案の理由説明をさせていただきます。平成29年から6年間高取町教育長としてお勤めになりました安田教育長が、9月末をもって任期満了でご退任をされます。したがいまして、次の教育長の任命につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。教育長の候補者といたしましては、関口純司さん。高取町大字車木にご在住でございます。簡単に経歴を申し上げますと、昭和53年3月に大学をご卒業され、県内の小学校、また、校長先生もお勤めになられ、また、ドイツのルクセンブルクのほうの学校にも、海外の2度の赴任経験をお持ちでございます。また、令和2年1月から高取町教育委員としてご活躍をされているところでございます。このように関口さんは教育者として素晴らしいご経歴をお持ちになり、高取町の教育について十分にご理解をされているというふうに思っております。高取町の教育長として最適かと考えております。教育長の任命につきまして、議員各位のご賛同をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、高取町監査委員の選任につきまして、ご説明をさせていただきます。現在、監査委員をお務めいただいております川上隆氏でございますが、今月末、9月末を持ちまして任期満了となります。また、引き続き3期目の選任をお願いするものでございます。川上氏につきましては、高取町清水谷にご在住でございます。それと、簡単に略歴をご紹介しますと、奈良県庁に長くお勤めになり、その後は県内の私立の学校の事務局のほうにもお勤めをされておりました。また、行政経験はこのように、川上氏は行政経験が豊富で、今回、高取町の監査委員として再びご選任をいただきたいと思っておりますので、上程をさせていただきます。何とぞご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

続きまして、人権擁護委員でございます。人権擁護委員候補者でございますが、お2人の方、本年12月末を持ちまして、任期満了ということでございます。

まず、お1人目の方でございます。上本勝道さんでございます。上本さんにつきましては、令和3年の1月から人権擁護委員をお勤めになっております。引き続きご活躍いただきたいということでご推薦申し上げるところでございます。簡単に、高取町の観覚寺にご在住でございます。簡単に経歴を申しますと、昭和57年に学校をご卒業されまして、57年4月から県内の学校に赴任をされ、橿原市教育委員会でもご勤務をいただき、また、教頭先生、また、校長先生としてご活躍をいただきました。

次に、お2人目でございます。お2人目につきましては、今、ご就任いただいております、人権擁護委員でご就任いただいております、浦野均さん。12月末を持って任期満了ということでございまして、新たに、鎌田完子さんをご推薦申し上げます。ご住所は高取町下子島でございます。簡単に経歴を申し上げますと、52年の3月に県内の短期大学をご卒業され、民間での勤務を経て、平成19年から高取町の民生児童委員としてご活躍をされ、平成27年からは社会福祉協議会の評議員、また、令和元年度から社会を明るくする運動推進委員、令和5年度から人権教育推進協議会の会計監査や共同募金会の運営委員をお勤めにいただいております。地域住民からの人望も厚く、人権擁護委員としてご推薦を申し上げます。何とぞ人権擁護委員2人の推薦でございますが、議員各位のご理解をいただきまして、ご承認いただきますように申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、日程第8 認第1号 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第16 議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について、までの提案理由説明をお受けいたします。東副町長、ご登壇願います。

〔副町長 東 扶美君 登壇〕

○副町長（東扶美君） 本定例会に上程いたします議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

案件は、日程8から日程11、日程13から日程16まで、認定案件2件、報告案件が2件、議決案件が4件の合計8件でございます。なお、別途配付いたしております、第3回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。また、議案の詳細につきましては、後日、各委員会におきまして、関係課長のほうからご説明をさせていただきます。

最初に、日程8 認第1号 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度高取町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、学校給食特別会計、及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程第9 認第2号 令和4年度高取町水道事業会計決算の認定について、でございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度高取町水道事業会計の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。専決案件でございますが、2件でございます。

日程10 報第1号 専決処分の報告について（令和5年度高取町一般会計補正予算（第4号））、でございます。今般、緊急に補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第4号）により、令和5年8月1日付で歳入歳出の予算の補正を行いました。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ、7,020万円を増額補正したものでございます。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。次に、地方債の補正につきまして、公共土木施設災害復旧事業債を4,880万円増額し、限度額を3億1,780万円とするものでございます。これにより、補正後の一般会計予算総額は、40億2,593

万4,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程11 報第2号 専決処分の報告について（高取町子ども医療費助成条例の一部改正について）、でございます。子ども医療費助成制度の改正に伴い、規定の整備を行うため、令和5年8月1日付で高取町子ども医療費助成条例の一部改正を行ったものでございます。

次に、日程13 議第2号 令和5年度高取町一般会計補正予算（第5号）、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第5号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ、2,536万8,000円を増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。これにより、補正後の一般会計予算総額は、40億5,130万2,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程14 議第3号 令和5年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第1号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ、2,108万1,000円を増額補正するものです。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。これにより、補正後の予算総額は、9億4,600万9,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程15 議第4号 令和5年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、についてでございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第1号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、保険事業勘定の補正でございます。補正予算額として、4,657万6,000円を増額補正するものです。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。これにより、補正後の予算総額は、9億8,375万2,000円となります。次に、介護サービス事業勘定の補正でございます。補正予算額として、23万7,000円を増額補正するものでございます。歳入の補正はお手元資料の財源内訳に記載のとおりです。これにより、補正後の予算総額は569万円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

最後に、日程16 議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について、でございます。高取町過疎地域持続的発展計画に新たな事業を追加するため、過疎

地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、同計画を変更しようとするものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由説明でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置について、を議題といたします。議案の朗読を局長にお願いしたいと思います。新田局長。

○事務局長（新田靖幸君） 失礼いたします。発第1号 令和5年9月19日提出。高取町議会議長、新澤良文様。提出者、高取町議会議員、森下明。賛成者、高取町議会議員、谷本吉巳。

次の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び高取町議会議規則（昭和31年12月高取町規則第3号）第12条の規定により提出します。

高取町議会特別委員会の設置について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び高取町議会委員会条例（昭和31年9月高取町条例第54号）第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置しようとするものである。

記、高取町決算審査特別委員会、委員8名。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 本案は全員協議会で確認している事項でありますので、質疑・討論は省略させていただきます。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。それでは、高取町決算審査特別委員会の委員の発表を局長よりお願いいたします。

○事務局長（新田靖幸君） 失礼いたします。1番、森川議員。2番、西川議員。3番、谷本議員。4番、松本議員。5番、野口議員。6番、新澤議員。7番、森下議員。8番、新澤議員。以上8名の委員でございます。

○議長（新澤良文君） 次に、決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、全員協議会におきまして、正副議長に一任をいただいております。ただ今より発表させていただきます。

委員長に3番、谷本議員。副委員長に8番、新澤議員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第6 同第1号 高取町教育長の任命について、

を議題といたします。議案の朗読を求めます。芦高総務課長。

- 総務課長（芦高龍也君） 同第1号 高取町教育委員会教育長の任命について。次の者を高取町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。令和5年9月19日提出。高取町長、中川裕介。

記、關口純司。以上でございます。

- 議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑・討論は省略させていただきます。それでは、上程なっております本案を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（新澤良文君） 次に、日程第7 同第2号 監査委員の選任について、をお願いいたします。芦高総務課長。

- 総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。同第2号 高取町監査委員の選任について。次の者を高取町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。令和5年9月19日提出。高取町長、中川裕介。

記、川上隆。以上でございます。

- 議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑・討論は省略させていただきます。それでは、上程なっております本案を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（新澤良文君） 次に、日程第12 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。議案の朗読を求めます。芦高総務課長。

- 総務課長（芦高龍也君） 議第1号 高取町人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。令和5年9月19日提出。高取町長、中川裕介。

記、上本勝道。鎌田完子。以上でございます。

- 議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑・討論は省略させていただきます。それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（新澤良文君） それでは、報第1号、並びに議第2号から議第4号については、予算委員会に。認第1号、及び認第2号については、決算審査特別委員会に。議第5号については、総務経済建設委員会に。報第2号については、教育厚生委員会に付託することにいたします。各委員会、及び明日以降の日程を議会事務局長より報告させます。新田局長。

- 事務局長（新田靖幸君） 日程のほう読み上げます。総務経済建設委員会は、9月20日、午前10時から。教育厚生委員会は、9月21日、午前10時から。予算委員会は、9月22日、午前10時から。決算審査特別委員会は、9月25日、午前10時から。並びに9月26日、午前10時から。本会議閉会は、9月27日、午前10時からでございます。以上でございます。

- 議長（新澤良文君） 以上のとおりでございます。各委員会におかれましては、慎重なるご審議をお願いいたします。なお、9月27日の本会議におきまして、各委員長報告をお受けいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで休憩させていただきます。11時半まで休憩させていただきます。休憩。

午前11時18分 休憩

午前11時31分 再開

-
- 議長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、日程第17 一般質問をお受けいたします。一般質問は議会運営上の申し合わせにより進めますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。なお、最初の質問、及び回答は壇上で行い、再質問は回答者席でお願いいたします。また、質問者の持ち時間は30分でございます。終了5分前になりましたら合図をいたしますので、よろしくお願いいたします。なお、質問者の持ち時間である3

0分が余った場合は関連質問をお受けいたします。

それでは通告書にございました、2番、西川議員の発言を許します。2番、西川議員。

〔2番 西川侑壱君 登壇〕

○2番（西川侑壱君） 2番、西川侑壱です。議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問のテーマは「事務事業評価とDX」です。今回は若手議員らしく、最新のデジタル技術を活用して、今後の高取をどのように考えているのか、また、事務事業評価とDXを掛け合わせた全国的な取り組みについてご紹介させていただき、高取町の考えについてお伺いさせていただきます。今回の一般質問ですが、非常に内容が難しく、YouTubeで聞いてくださっている住民の皆さまには分かりにくい内容になってしまっています。しかし、今後の高取町にとって非常に重要な分野となってくるので、お許しいただければと思います。

まず、DXとICT化の違いについて、共通の理解を得るために説明を行います。DXとは「Digital Transformation」の略で、デジタル変革を意味します。この概念は、自治体や市民がデジタル技術を活用して、住民本位の行政、地域、社会のあり方を構築することを指します。DXの主な目的は、住民サービスの向上であり、デジタル技術を通じて新たな価値を生み出し、仕組みを変革することにあります。言い換えれば、電子媒体を活用した新たな価値観の創造のことです。

一方、ICT化とは「Information and Communication Technology」の略で、組織内部にデジタル技術を取り入れて効率化を図ることを意味します。このアプローチは組織内部を対象とし、プロセスの効率改善を行うものです。

つまり、DXとICT化の大きな違いは「視点」にあります。ICT化は行政組織視点の改革であるのに対し、DXは住民視点での変革です。これらの違いを共通の理解として確認いたします。

以上の説明を踏まえて、私の考えるICT化推進が必要な理由についてお話させていただきます。

令和3年度の財政状況資料集の定員管理の状況では、高取町の人口1,000人当たりの職員数は12.31人となっています。一方、県内類似団体の平均は13.81人となっており、1.5名少なくなっています。この問題に関して、令

和4年高取町議会第2回定例会で、私の一般質問に対して町長が「人材面では類似団体の行政職員より20名ほど少なく、計画的な人材確保が課題です。」と回答されました。しかし、今後、人口が減少し続ける中、人材確保を続けることは困難であることも予想されます。これから先の時代は、「少ない人員でもできる、効率的な事業運営」について検討する必要があると私は考えています。一般的に、様々な業種において、事務職が行っている業務の6割～7割はAIやデジタル技術に置き換えることができると言われています。高取の例を挙げると、私自身の話にはなりますが、長男の出生届を提出した際、同じ名前や住所を繰り返し記入する手間を感じました。この手間に対し、ICTを活用し、1度記入するだけで様々な書類に連携できる仕組みを導入すれば、出生届の提出手続きを簡素化でき、住民課や福祉課の職員の負担を軽減できると考えます。また、学校施設の利用申請において、現在、高取町では、複写の紙に記入する方法で申請を行っています。この方法もタブレットやオンライン等のデジタル媒体を活用し、各学校と連携を図ることで、職員の負担を軽減させることができるのではないかと考えます。無論、全ての手続きをデジタル化することは、デジタルリテラシーが低い方々にとっては問題ですので、ハイブリッドなどの方法で運用することが必要であるという点も申し添えておきます。

次に、高取町の事務事業評価における私の考えについてお話させていただきます。高取町の事務事業評価では、評価が「質的評価」ではなく「量的評価」に偏っている点が最も大きい課題と捉えています。量的評価は、何個、何回、どれだけの量が増えたかといった面を評価する一方、質的評価は成果の質や影響に焦点を当てた評価のことをいいます。簡単な例をあげれば、人権啓発のためにティッシュ配りを行ったとします。昨年度は300個配布しましたが、今年度は500個配布しました。200個増加したので、人権啓発のためのティッシュ配り事業を来年度も継続することとしました。この内容で、200個増加したというのは量的評価であり、住民が実際にどれだけ人権に関心を持ち、理解を深めることができたかというのが質的評価となります。要するに、視点を行政視点から住民視点に変える必要があるということです。高取町の令和3年度の主要施策の成果において、高齢者見守りあんしんシステムの評価には、利用者90名と記載があります。これは量的評価ですが、このシステムが救急搬送を必要とする人を救うことができているのか。孤独死を防ぐのにどれだけの役割を果たしているのか。導入した住民の安心感がどのように変化したのかを評価するのが質的評価です。同様に、

学校事業評価でも、年に4回企画された授業参観が1回行われたという評価は量的評価です。参観を通じて保護者からどのような反応があったのか。子どもたちの教育にどれだけの影響をもたらしたのかを検証することが質的評価であると考えます。この質的評価の取り組みとして、静岡県藤枝市や兵庫県川西市は、住民アンケートを通じて質的評価を行い、あわせて、事業費用を決算審査の時に示し、翌年度の事業の継続や中止の判断を議論する取り組みを行っておられます。

最後に、今回の一般質問のテーマである事務事業評価とDXについてお話しをいたします。事務事業評価を「量的評価」から「質的評価」にするには、行政視点から住民視点にシフトすることが重要だと先ほど申し上げました。これは最初にお伝えさせていただいた、ICT化とDXの違いと同じです。つまり、事務事業評価を質的評価にする為には、DXを活用するアプローチが一つの方法となりえます。先進事例では、滋賀県大津市や石川県金沢市、千葉県茂原市が取り組んでいる「C i v i c T e c h」や、加古川市が導入している参加型民主主義プラットフォーム「加古川版D e c i d i m」といった取り組みがあります。同時に、業務効率化を推進するために、生成AIを活用して、数値の評価や分析を行うこともできるかもしれません。ここで触れた範囲は一部ですが、まだw e b 3 . 0や分散型自治組織D A O、メタバース等の技術も進展しています。これらの技術を理解し、導入を図ることで周辺自治体に遅れをとらないように高取町も積極的に取り組むべきであると考えております。

以上を申し上げたうえで、質問させていただきます。

1つ目、高取町が高齢者のデジタルリテラシー対策やDXの推進において、高齢者スマホ教室や公式L I N Eの導入を実施していることは承知しております。その他、高取町として取り組んでいることをお伺いいたします。また、総合計画には明示されていませんが、現段階で高取町として、ICTやDXに関して、デジタル人材確保やシステム導入等のような方針を持っているのか。その先の目指す社会ビジョンや目標についてお伺いいたします。

2つ目、高取町が実施している事業において、量的評価は必要ですが、私はそれ以上に質的評価が重要だと考えています。高取町では、質的評価をどのように位置付け、具体的にどのような手段や方法で実施しているかについてお聞かせ願います。また、将来的にはD e c i d i mやC i v i c T e c hのような手法の導入を検討する必要があると考えますが、いかがですか。

3つ目、高取町の今後の展望において、生成AIやw e b 3 . 0、D A O、メタ

バースなどの技術を活用して、検討している取り組みはあるのかお伺いいたします。

以上、3点お答えのほどよろしくお願ひいたします。これで壇上からの質問を終わります。再質問は質問者席より行います。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。
芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。私のほうからは、2番、西川議員のご質問に回答させていただきたいと思ひます。

ご質問の（1）デジタル人材確保とシステム導入等についてですが、まず、デジタル人材確保についてですが、D X、I C Tを推進していくうえで、昨今のデジタル技術の進展により、専門性が高くなっており、人材の育成・確保が必要であると認識しております。現在、デジタル化に係る研修を通じて、職員のデジタル知識の向上を目指していくと同時に専門知識を持った外部人材の登用、例えば、I Tコーディネーターや公式L I N E等の知識に長けた会計年度任用職員の登用により、デジタル化推進に向け業務を行っております。また、総務省の地域情報化アドバイザー派遣事業や地方公共団体による地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用して、D X化に対して相談、説明を受けられる制度を活用しております。将来的な展望として、更なるI C T化、D X化を具体的な事業とするためには、専門的知識を有するシステムエンジニア等の人材確保、職員のスキルアップを行っていく必要があると考えます。具体的に、様々なアプリケーション導入に対して、幅広いデジタル知識が必要であり、多方面の知見を有し、その内容を分かりやすく実際使用するものに展開できるノウハウをもったシステムエンジニアが必要と考えております。一方で、それを住民の皆さまに展開するためには、職員のデジタル技術、知識も向上させ、それをさらに分かりやすく住民の皆さまに展開できる力を備えることが大切だと考えております。人材確保等につきましては、予算と時間がかかりますが、多用化するデジタル社会に向けて、今後、検討してまいりたいと考えてます。

次に、システム導入等についてですが、I C T化といたしまして、庁内システムとして、現在、住民票、戸籍や税関係、福祉関係等の住民サービスに直結するシステムを国の方針により、標準化システムの移行が求められております。令和7年度までに移行が求められており、現在、国の指針に基づいて準備を進めている

状況でございます。また、庶務システムとして、令和4年度に新たなグループウェアを導入したことにより、従前のシステムに比較して、職員内部の情報共有、展開やデータ管理等について、業務効率が図ることができている状況でございます。

次に、(3)生成AIやWeb3.0、DAO、メタバースの技術を活用して検討している取組みについてですが、まず、生成AIについて、ChatGPTで話題の最新技術でもあり、文書生成や情報収集に活用でき、今後の働き方を変える可能性を秘めるものと認識しております。現在、県においても、ChatGPTに関する研修が開かれ、当町でも参加しておりますが、実用に向けては、まだ途上の状況でございます。その他生成AIとして、議事録作成に長けたアプリケーションなど様々な業務を効率化させることができる可能性が秘めたものがございます。一方で生成AIの業務利用について、個人情報、著作権の取扱いに適切なルールを整備する重要性がデジタル庁から通知が来ております。今後の国の動向を見極めながらですね、また、他市町村の先例事例も業務利用への活用を検討し、できるかどうか注視してまいりたいと思います。また、Web3.0について、現在のYouTubeなどの動画サイト、X、Facebook、Instagramなどの双方コミュニケーションができるWeb2.0から登録の際にメールアドレス等の個人情報が不要で、プライバシーに対するセキュリティの強化等が利点であるといわれている点について魅力的と考えております。同様に分散型自律組織、DAOやインターネット上の仮想空間メタバースについても、町民参加型手法に活用等が考えられ、同様に魅力を感じております。しかしながら、まだ世間に浸透していないため、法整備が追い付いていない点、利用者の知識が追い付いていなく利用のハードルが高い等、様々な課題があるといわれているため、今後のWeb3.0、DAO、メタバース等の動向にも同じく注視してまいりたいと考えております。今後は、国や他市町村の先例も参考にしながら、業務やサービスに利活用できるか見極めたいと考えております。私からの答弁は以上となります。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岸本資之君 登壇〕

○総合政策課長（岸本資之君） 失礼いたします。西川議員の質問に総合政策課から回答させていただきまします。部分につきましては、1番と2番について、追加で説明させていただきます。総合政策課からは現段階での高取町としてのICTや

D X についての方針についてですが、ご指摘のとおり、高齢者スマホ教室や公式 L I N E 事業は昨年度から実施しております。また、今年度は総務省の補助を活用しての事業所による全世代向けのスマホ教室にもサポートし、少しずつではありますが D X 化を進めております。現在、ワクチン接種をはじめ、地域交流スペースいくせい、ワニナルは w e b システムによる予約も導入しており、Q R コードの活用も実施しております。また、公式 L I N E の事業ですが、現在、こちらからの一方的な配信になっていますが、今後は観光面での仕掛けづくりや、予約システムの検討を現在模索しており、住民アンケートについても様々な有効的なプラットフォームの活用も検討していき、基本的には全世代の人にやさしいデジタル化を行ってまいりたいと考えております。

2 つ目、(2) でございます。質的調査の重要性についてですが、現在、まち・ひと・しごと総合戦略策定における住民アンケートは、量的アプローチにより数値データとして比較検討しております。量的評価は、質的評価よりも多くの意見を拾いやすいため、現在、量的調査に頼っているのが現状でございます。質的評価は町民参加形式で、より住民目線に立った評価ができると考えておりますが、D e c i d i m や C i v i c T e c h のような手法を導入するにあたり、内部的に職員がその仕組みを理解したうえで導入しなければ効率的な運用をすることができないため、まず、先進市町村の導入に至った経緯、評価をどのように行っているのか、どのような効果があり、どのように活用させているかなどを勉強していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。西川議員。

○2 番（西川侑孝君） ご回答ありがとうございました。今、聞かせていただいた中で、高取町としても基本的には積極的に取り組んでいきたい。ただ、職員の理解も追いついていない中、住民の皆さまにもなかなか使いづらいようなサービスになってしまう可能性があるのも、まだ導入できていないところかなど。そこに至るまでに、これから先進地を勉強しながら進めていくというような回答だったのかなというふうに思います。総務省の出しているですね、自治体戦略 2 0 4 0 構想研究会っていうところの二次報告、また見ていただければと思うんですけども、その二次報告では、自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、ここでは、破壊的技術というふうな表現をされているんですが、A I やロボティクス、ブロックチェーン等を積極的に活用して、自動化、省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する

体制の構築が欠かせないとあります。また、自治体が住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、A I やロボティクスによって処理することができる事務作業は、全てA I ・ロボティクスに任せて、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要である。あわせて、新たな公共私協力の関係を構築することなどにより、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みづくりというのが、これから求められてくるというふうに記載されています。また、その他どの部分を読んでも、今後、やはり、2040年人口減少高齢化っていうのが進む中、I C TやA I の分野が必要不可欠で、自治体として生き残るためにもこれからしっかりと進めていかなければいけないということが記載されております。再質問のところなんですけども、D X化っていういろいろな広い分野があると思うんですが、高取町として、今後、どの辺りの分野から徐々に徐々にD Xを進めていくのか、何か具体的な案があるのであれば教えていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 私のほうから西川議員の質問に回答させていただきます。まず、D X化をどの分野から進める予定ですかという話なんですけども、具体的な方針は決めておりませんが、D Xというのは、先ほどの説明にもありましたように、住民さま目線のシステムの構築だと思っております。よってですね、窓口業務を中心としたことを中心に考えていければなと思っております。ただですね、やはり今後、先ほど申しましたとおり、I C T化による標準システムの移行とか、あるいは、今後ですね、D X化に向けた費用対効果も含めて注視していく必要があるかなと感じております。ただ、うちの町にとっては、高齢者が約40%ぐらいおられて、若者世代もおられます。確かに、町にとっては人口減少で高齢化社会を迎える中でD Xも必要になってこようかと思えますけども、まず、高齢者でも、先ほど西川議員がおっしゃられたように、D Xとアナログを融合させながら使いやすくしていきたいなと考えております。私のほうからは以上になります。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。私自身の考えになるんですけども、D Xに取り組んでいくにあたって、やはり、若い世代っていうのは相性がいいのかなというふうに思っています。例えばですけども、子育て支援であったりだと

か、教育面っていうところからDX進めていったらどうかなっていうふうに思っていて、具体的な話でさせていただくと、これがDXかと言われるとちょっと微妙なんですけども、電子黒板の導入であったりだとか。あと、電子母子手帳の導入をされているような自治体っていうのもあります。この辺りから徐々に徐々にDXを図っていくのが1つかなど。あと、参観とか学校授業のフィードバックにですね、Googleフォームを活用したりとかで、今日の参観の感想であったりだとか。どの部分をどう変えたらもっと参観として、親目線で良くなるのか。また、子どもにも、今、子どもも各個人がタブレット持っていると思うので、そこからも回答できるような体制っていうのを作っておくことで、教育事業っていうところから徐々に徐々にまずDXを進めていってみてはどうかなと。個人的意見ですけどあります。その辺りについてですけども、櫃原市のほうです、公共施設を使った後、例えば、バスケット、娘習ってるんですけど、そのバスケットをした後に施設の利用の報告みたいなを出してるんですけど、それも体育館の壁にQRコードを貼って、そのQRコードを読み込んで、今日何人使ったかとか、誰が使ったんかとか、どういう内容やったかとかっていうことを、怪我人は出たのかとかって報告がされてたりするんですね。近隣市町村でもそういうふうに徐々に徐々に取り組んでいっておられるので、高取町としても取り組んでいただければと思います。あわせて、昨日、たまたまなんですけども、桑名市のほうの、桑名市が今、スマートシティ自治体宣言っていうのを出しておられて、その資料が偶然手に入って、昨日の夜ちょっと読んでたんですけども、例えばですけど、イベント開催、具体的に書いてあるんですけど、トークショー、藤岡弘さんが語る、藤岡弘さんが出てくるようなイベントがあったらしいんですけど、それに関しても、申し込みフォームとかを全てデジタル化とすることで、今までには何かイベントがあった時っていうのは、往復はがきに記入して郵送して、そこに参加・不参加書いてもらって、書いていただいて、自分のところに来たやつを全てリスト化するのに職員が打ち込んでっていうので、合計にすると45時間ぐらい元々かかっていた業務量が自動集計とか申し込みフォームに入力することで、自動集計とか抽選をしたりだとかアプリに読み込ませて公開することで、約1時間でできるようになったということで、44時間の削減ができたっていうのとかもあるんですね。こういうのを見習いながらですね、この44時間っていうのを、今までは入力業務を行っていた44時間を多方面違うことを考える44時間に切り替えていくってというのが、今後必要かなと思っています。また桑名市の情報に

関して共有させていただければなと思っています。あと、あわせて、桑名市のほうを見させていただいてると、勤務管理のことが書いてあるんですね。高取町ちょっと僕、勤務管理どういう形でされてるか分からないんですけども、桑名市のほうでは、紙の出勤簿へ押印したりとかっていうふうにされてたようなんですけども、これがスマホであったりだとか、庁舎管理のタブレットで来た時にピッと通したら何時に来て、ピッと通したら何時に帰ったっていうようなシステムを導入されてるらしいんですが、高取町として、今、勤務管理の状況って紙の媒体なのか、アナログのタイムカードになっているのか、そのあたりお聞かせいただいでよろしいですか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。しばらくお待ちください。お昼の時間ですけど、このまま進めさせていただきます。西川議員の質問が終わるまで続けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。先ほど、西川議員の再質問の件について回答させていただきます。高取町の場合はですね、出勤簿は紙ベースで、まだアナログ式の押印で処理をさせていただいております。以上です。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） 窓口業務、先ほど、一番最初D Xであったりだとか、デジタル化取り組んでいくっていうことだったんですけど、この辺り、今、職員がちょっとどれぐらい時間取ってるかとかっていうのも、僕ちょっと全然把握はできていないんですけども、これを先ほど言ったようなQRコード読み込んで出勤簿みたいな形にするだけで、わずか2分で桑名市は出欠管理ができていると。しかも、桑名市っていう大きい自治体の全職員の出勤管理っていうのを2分で出来ているらしいです。そういうところで、今まで向いてた紙ベースっていうところで時間がかかってたのをもっと違う方向に向けるように、今後取り組んでいただきたいなというふうに思っています。今までの話踏まえただうえで、先ほど、D X進めていくっていうことで方針は打ち出させていただいたんですけども、具体的にいつから何に取り掛かるかっていうことに、人材育成であったりだとか、そういう窓口であったりだとか、色々あると思うんですけども、第一歩目をどこに設定するのかっていうことを具体的にお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 西川議員の質問に回答させていただきます。D X化を進めていくうえで、いつどのような形で進めていくのかというようなご質問であっ

たと思うんですけども、本町の場合はですね、先ほどの回答にもありましたように、まず、DXを住民さんに周知して進めていく前にですね、人材育成であったり、やはり、職員の意識改革を進めていかなければならないと考えております。機械の導入につきましては、まだまだ未定ですけども、近い将来、やはり、こういう形で進んでいかなければならないと感じておりますので、その時が来ましたらですね、また皆さまのほうにご報告もさせていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。その人材育成ってところが非常に大切だっていうのは、僕も同意見なんですけども、そこに対して具体的な、どうやっていくかっていうところなんですけども、例えば、生成AIに長けたような専門家の方とかっていうのは、いろんなどころにおられるわけで、そういう方々に来ていただいて、全町的にこういうものですよっていう使い方の手段であったりだとか、していただくということも大切なんじゃないかなというふうに思います。またそのようにいろいろ考えながら進めていただければなと思います。あともう1点、質的評価の部分ですね。量的評価っていうのが、今年度の主要政策の評価も非常に多かったんですけども、来年度から、例えば、その質的評価に関してもっとこう進んで取り組んでいくかどうかというその方針の部分いかがですか。

○議長（新澤良文君） 岸本課長。

○総合政策課長（岸本資之君） 失礼します。質的評価の良い部分、それは理解しております。ただ、量的評価でしか測れない部分も存在します。その辺りをやはり、ここは量的評価、ここは質的評価っていう部分を、なぜこれを質的評価ですか。そして、これをどういうふうにフィードバックするかというのが、一番難しい問題だと思っています。だから、各課においても、質的評価だけを重要視するがゆえに何も前向いて進まなくなるっていうことも多く存在してくると思いますので、それも徐々にはありますが、先ほど答弁もさせていただいたように、職員の中でこういうふうにしたらどういう、C i v i c T e c hにしてもそうですけれども、どのように影響があって、そういうふうに効果があって、どういう評価をしていくかという手順というものをですね、もう少し職員の中でも共有して勉強していった進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。そうですね。これに関しても、やっ

ぱり職員間、職員の中のスキルの向上ということが必要になってくるのかなと思うので、またその辺り、取り組んでいただければなと思います。願わくはそこに、先ほど言ったような、加古川版 D e c i d i m であつたりだとか、C i v i c T e c h っていうのが導入されれば、高取町としてもすごい進んだ取り組みができるのかなというふうに思います。あわせて、予算を立てる段階ですね、どういう指標を持って、この指標をこういうふうに変えたいからこういう予算を立てるっていうことも含めて、しっかり検討していただければなというふうに思います。今回ですね、質問、最新の D X に関する質問であつたので、聞き慣れない単語が多くてですね、回答難しかったかとは思いますが。D X は分かりにくいから取り組まないではなくて、しっかりと学ぶ中で心強い味方として使えるように、今後、高取町として取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。これで私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

- 議長（新澤良文君） それでは、西川議員の質問時間が約 10 分残っております。関連質問がございましたらお受けいたします。ございませんか。それでは、これを持ちまして、2 番、西川議員の質問を終わります。それでは、ここで休憩をさせていただきます。再開は 1 時半から再開いたします。休憩。

午後 0 時 07 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

-
- 議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。通告書にございました、1 番、森川議員の発言を許します。森川議員。

〔1 番 森川彰久君 登壇〕

- 1 番（森川彰久君） 1 番、森川彰久です。質問に入ります。最初に、高取町土地開発公社（以下公社と言います）が、平成 24 年 6 月 5 日に締結した和解調書の時効について伺います。私はこれまで、公社の諸問題の本質に向き合わない当局に対し、令和 3 年第 3 回定例会以降、あらゆる角度から問題点を質してきました。そして、ようやくその方向性が確認されました。すなわち、和解条項（8）項に基づき、公社は Y 氏に対して、「発見された廃棄物の撤去並びにその廃棄を求めなければならない」と考えます。先の 6 月議会で時効について、東副町長、芦高理事、土橋理事が高取町の顧問弁護士、及び別の弁護士に 3 回ほど出向いて相談したところ、和解調書の締結から 10 年経過しており、瑕疵担保責任で消滅時効になる可能性があるかと答弁されました。続いて、不法行為の法令条文が適用され

て3年で時効が成立するのではないかとの私の質問に対し、再度、弁護士と相談すると答弁されました。そこで、公社の取るべき措置などについて伺います。

①再度、不法行為について、相談されたのでしょうか。

②高取町の顧問弁護士は、どのように回答されたのでしょうか。正確に答弁を求めます。

③公社が地質土壌調査を委託した株式会社エースの調査結果を知った年月日は、いつでしょうか。

次に、平成25年1月23日に締結された整地完了確認書について伺います。私は兵庫地内の破壊された里道の原状回復について、これまでも質問させていただきました。先の6月議会では、「公社は平成24年6月8日の理事会で、土橋理事が調整池と堰堤を造ると発言されているがその事実が全くない」と指摘しました。東副町長の「地元区長と相談して進めていく」との答弁に対して、「公社がするのではなく和解条項に基づき、Y氏に請求するべきではないのか」との質問には、「当然、和解条項に基づき、Y氏に修復を請求するのが筋なので、行ってまいります」と答弁されました。そこで、伺います。

①Y氏に行かれたのでしょうか。また、Y氏はどのように回答されたのでしょうか。

②6月7日、整地完了確認書の締結につき、土橋理事作成の伺書が提出されました。伺書には、当時の事務局長、常務理事、そして、植村理事長が決裁されています。なぜ、調整池と堰堤が造られてないのに、整地完了確認書締結の伺書を作成し、決裁されたのでしょうか。

2番目に、今年6月2日の豪雨では、町内で多数の災害が発生しました。続いて、8月14日の台風7号では、8か大字490戸が停電する事態となり、私は、議長、事務局長と、事務局に詰めて現地との連絡、対応、現地確認をさせていただきました。その後、議長、事務局長は夜通し事務局で待機されましたが、私は一時帰宅し、午前5時に復帰して、7時から町内全域を見回りましたが、幸いにも大きな災害は見受けられませんでした。そこで、見回りをした際に疑問とした次の2か所の事業について伺います。

最初は、高取町大字与楽地内の「市尾駅～兵庫～与楽線道路新設改良事業」についてお尋ねします。この道路新設事業については、これまでも平成31年第1回、及び令和元年第2回の定例会で議員質問がありました。内容について（抜粋）は、「現状の計画では大型車両が通行するので、地権者の同意が得られないため休止

状態にあるが、道路幅員を4メートルに狭めることを検討してもらいたい」との議員質問に対し、「大型車両が通行するので、地権者の協力が得られない、4メートルでも10トン車の通行は可能である」「再度、地元の意向を調査したうえで検討させていただきたいと考えています」と、森本事業課長は答弁されました。続いて、植村町長は「もう中断したからやらないではなくて、出来れば完成したいという思いを持って担当課のほうで頑張れるように指示をしたいと思います」と答弁されています。そこで伺います。

①いつの時点から中断しているのでしょうか。

②同意が得られない地権者との交渉は、その後どうなったのでしょうか。

③これまでに要した工事費、及び財源内訳は、どのようになっていますか。

④中川町長は、現地の状況、及び経緯などをご存じなのでしょうか。また、前・植村町長のご答弁を踏まえて、完工に向けてのご所見をお尋ねします。

3番目は、高取町大字観覚寺地内で計画されている地区計画について伺います。事前に請求した資料では、令和3年10月11日付けで、地区計画の適合通知書。翌4年の3月30日付けで、Kホールディングス、及びD製薬が開発行為許可を取得して今日に至っています。そこで伺います。

①現地では造成工事が着手されているようには思えません。この計画は現在どのようになっているのでしょうか。既に開発許可日から1年6か月経過していますが、開発行為変更許可申請書、延期理由書などは提出されているのでしょうか。

②本件土地の前面道路には、企業誘致に向けて公共下水が敷設されていますが、施工年月日、及び工事費、財源内訳はどのようになっているのでしょうか。以上で私の壇上での質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 私のほうからは、1番、森川議員のご質問に回答させていただきたいと思います。まず、1つ目の平成24年6月5日締結した和解調書の時効についてですが、まず、①の再度、不法行為について、相談されたのでしょうかということですが、本町の顧問弁護士に相談をさせていただきました。

続きまして、②の高取町の顧問弁護士の回答ですが、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効は、森川議員のご指摘のとおり、民法724条の被害者、又は法定代理人が損害、及び加害者を知った時から3年間。また、不法行為の時から、20年間という回答をいただきました。ただし、被害者と不法行為者が特定出来

ていれば3年という回答でありました。

続きまして、③の公社が地質土壌調査を委託して調査結果を知った年月日なんですけども、令和5年の4月28日の検査完了日に業者から詳しい説明をいただきました。その後、調査結果につきましては、令和5年5月25日の公社理事会で報告をさせていただきました。

続きまして、2つ目の平成25年1月23日に締結した整地完了確認書についてですが、私のほうからは、②なぜ、調整池と堰堤が造られてないのに、整地完了確認書締結の伺書を作成されて決裁されたのでしょうかというご質問ですが、平成25年1月当時の伺書に、調整池と堰堤の写真があるかどうかを私のほうでも確認いたしました。記録としてはございませんでした。しかしながら、当時のことを土橋理事に確認したところ、その整地した場所の付近に調整池と堰堤は造られていたと伺っております。私の答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（新澤良文君）　まずは、東副町長。

〔副町長 東扶美 登壇〕

○副町長（東扶美君）　1番、森川議員のご質問に対し、お答えをさせていただきたいと思っております。6月議会の私の答弁でございますが、「当然、そちらのほうに修復をお願いするのが筋だと思っておりますので、こちらのほうから申し出等を含めまして、行なってまいりたいと思っております」というふうに答弁をさせていただきました。里道の復旧につきましては、「地元大字区長さんと話をさせていただき復旧を進めています」と回答させていただいておりますので、まず、地元とお話し合いをさせていただいた後に申し出等を行なってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（新澤良文君）　森本事業課長。

〔事業課長 森本修君 登壇〕

○事業課長（森本修君）　事業課の森本です。森川議員のご質問の2、3について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず2、高取町大字与楽地内の市尾駅兵庫与楽線道路新設改良事業についての、①いつの時点から中断しているのかについてですが、平成20年度から中断しております。

②の同意が得られない地権者との交渉はどうなったのかについてですが、反対されている内の1名の方と交渉しておりましたが、その道路が開通すれば、大型ダ

ンプ等の出入りが激しくなり、環境の悪化を招く恐れがあり心配とのことで、交渉が不成立となっており、その後は交渉をしておりません。

その次の3、これまでに要した工事費、及び財源内訳はどうなっているのかについてですが、総事業費、3億1,000万円。その財源についてですが、国庫補助金、1億6,150万。起債、7,950万。一般財源、6,900万円です。当時事業を進めておりました。

次に、3、高取大字観覚寺地区の地区計画適用通知書関連についてお答えさせていただきます。

まず、①の地区計画についてですが、森川議員ご推察のとおり、この観覚寺東地区の地区計画決定は、令和元年5月10日に地区計画を決定し、その後、開発事前協議を経て、令和4年3月30日に開発許可を取得されております。しかし、開発許可を取得されたものの、この地区は令和元年11月12日に土砂災害特別警戒区域、いわゆる、レッドゾーンに一部指定されております。このままでは、事業者が計画する工場敷地が確保しにくいという観点から、現在、このレッドゾーンの解消に向けての対策工事を行うべく検討されております。しかしながら、ご質問にありますとおり、許可取得から1年6か月が経過し、造成工事がほぼ進んでいないのは、ご指摘のとおりであります。本町の受付業務におきましても、開発行為変更許可申請書も延期理由書も提出されていないことを確認しております。本町としましても初めての地区計画決定であり、かつ企業誘致でありますので、1日も早く開業開始されることを望んでおります。今後、奈良県建築安全推進課と連携を図りながら、工程スケジュールの確認、工事進捗の遅れている理由を確認し、早急に工事着手するよう働きかけていきたいと考えております。

次に、②の公共下水道の施設の件ですが、高取町公共下水道工事（2-1工区）として、令和2年8月21日から令和3年1月29日に。その翌年に高取町公共下水道工事（3-3工区）として、令和3年1月24日から令和4年3月18日の2か年にわたり工事を実施しております。その工事に要した費用は、工事延長300mで総事業費、2,292万8,400円で、その財源としまして、国費、1,146万9,200円。起債、1,140万円。一般財源、6万4,200円にて施行しました。現在、地区計画決定、企業誘致を行ううえでインフラ関係の整備は、地方自治体で行うのが実状となっておりますので、そのような工事を実施してまいりました。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 1番、森川議員からのご質問で、高取町大字与楽地内の市尾兵庫与楽線道路新設改良事業についてのお問い合わせでございます。まず、町長は現在の状況、経緯等を承知しているのかというご質問でございます。現地の現状につきましては、承知をしております。兵庫から与楽、これカンジョ古墳までの町道でございますが、私、小さい時から通行をしております、狭隘な道路だなという地内については、十分承知をしております。町長就任後もあの道よく通るんですけども、幸いにも車同士の鉢合わせというのが最近経験無いかないということでございます。また、行き止まりになってます道路につきましても、バリケードされてるほう、北のほうから実際自分も歩いてみました。そういうことでございます。今までの計画、元々の計画とか経緯とか、地権者さんや地元の役員さんの動向等につきましては、今回の質問をいただきましたので、関係担当課から説明を聞かせていただいたという状況でございます。15年間も放置された状態やなということを改めて認識させていただいた次第でございます。続きまして、道路の完工につきましてという、所見はということです。植村町長さんの議会の答弁、議事録で拝見をさせていただきました。与楽集落のバイパスということで、かなり有効かなと思うんですけども、実際に今の道と与楽の方だけじゃなくて近隣の皆さんもどれだけちょっと通行されてんのかなっていうことを、それとか、実際にそのバイパスを貫通させたことによりまして、通過する交通量がかなり増えるのかなということも想定もできるのかなと。と言いますのは、特に高取バイパス、今、工事中ですけども、それが繋がりましたら、樫原方面への抜け道ということもかなり使われるのかなというふうに思っております、与楽の皆さんの住環境、生活環境にどれぐらいの影響あるのかなというのが、今、自分が考えている次第でございます。いずれにしても、与楽の大字の皆さんのご意向、また、地権者のご意向を十分にお話を聞かせていただき、また、事業実施にかかります場合、まず、事業費の算定、それと、スケジュール、それと、先ほど森本課長答弁してましたけど、国の補助金の採択になるのかもどうかも含めまして、こういうふうな事項をですね、当面はちょっと整理させていただけたらと思っております。ご質問ありがとうございました。以上でございます。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。森川議員。

○1番（森川彰久君） これまで顧問弁護士さんと度々3人の管理職の皆さんが出向いて相談されたということですが、その都度書面での回答はもらっていただいて

おるんですか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） ご相談なんで、書面の回答は無いんですけども、聞いてきたことを報告書として取りまとめさせていただいて、情報共有を図っているところでございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） そしたら、記憶に残っておるということで質問させていただきますが、弁護士さんは、この瑕疵担保責任、どういう条文に適用されて消滅時効という説明をされたんですか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） これもご説明はさせていただいたと思うんですけども、私の記憶ではですね、整地確認書、あるいは、その和解条項が締結をしてから10年を経過しているのので、和解条項は瑕疵担保責任より10年消滅時効やということをおっしゃられました。

○議長（新澤良文君） 森川副議長。

○1番（森川彰久君） いや、それは聞いてますよ。第何条の条文に適用、第何条の条文を適用されて説明されたのかいうのを聞いとるんですよ。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 私のほうから、条文の中身の1条、2条についての適用じゃなくて、その和解条項全体を見て、この和解情報の年月日がこの日なので、瑕疵担保責任が10年で消滅するであろうというような説明を受けました。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 不誠実な答弁極まりないですね。私代わりに言いますよ。改正民法の169条1項、旧民法の174条の2項、1項・2項。この条文に適用されて、おそらく弁護士さんは、この174条1項の条文を、ちょっと時間ないけど朗読します。確定判決によって確定した権利については……。ごめんなさいこれは2項やね。和解調書に基づく債権は和解調書成立時から10年経過すれば、消滅時効に該当する。この条文だと思うんですよ。それを答えてくれ言うんですよ。その後、2項の説明ありましたか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 私のほうから回答させていただきます。2項の説明はございませんでした。そもそも相談しに行った時も瑕疵担保責任と言われることで、

ちょっと条文のほうを聞いてませんでしたので、申し訳ございませんでした。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） あのね、そんな3人も行かれて、この重大な事件の方向性を決める話でね、どういう条文に該当するかも聞かずしてですね、聞き流されたんかそこは知りませんが、いずれにしろ、書面でですね、解釈の違いが出ないように、書面で説明、顧問弁護士さんやったら貰うべきですよ。第2項にはね、第1条1項はそういう10年で消滅時効記載されています。条文化されてる。しかし、第2項にはね、前項の規定は確定の時に弁済期の到来していない債券については、適用しないと規定されてます。適用されないんですよ。そういう説明あったんですか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 特にその内容につきましては、説明がございませんでした。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 公社はY氏に対して、廃棄物の残存や汚染物質の存在がある以上、廃棄物の発見など、民法709条の先ほど言われた不法行為に該当するとして、廃棄物の撤去、並びに廃棄物の廃棄を求めべきであります。公社は速やかにY氏に対して、是非成すべく措置を可及的早急に実施することを求める書面を発送してね、それに従う旨を、例えば、10日以内に方向性を求める書面を出して回答がない場合は、公社はY氏に対して、同趣旨の訴訟を提起すべきであると、私はそう思うんですよ。先ほどからの不法行為の消滅時効も、それは説明を受けられたんですね。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 民法上の、先ほど説明をいたしました不法行為につきましては、説明をいただきましたので、今、ちょっと、他の弁護士の先生とかも相談をしてますので、今後ですね、まず書面でですね、また発送して、今後の展開で処理していただくように進めてまいりたいと思います。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） この和解、次の完了書にも関連ありますが、仮にね、この2項の条文は10年までを想定した条文なんですよ。このような10年を越えた事例にはどういう判断をされるのか、これは裁判所の確定的な、今、判断をするわけにはいかんと思います。しかし、このような和解ですね、この和解、向こうの

確認を求める訴訟もやっぱり検討していかなくてはならないと。和解、向こうの訴訟。それと、先ほど言った条文が適用されないとすれば、完全な商品を引き渡すように、いわゆる追完請求権。それと代金減額請求権。こういうのも行使して行ってですね、こんな無価値の土地渡してもうてですね、じっと傍観してるんですか。やっぱり法的措置講じていかないといけないでしょう。それどう思われますか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 今、森川議員がおっしゃるとおり、やはり、引き渡しする際にですね、やっぱり、いわくつきな土地につきましては、今後ですね、是正するように相手方に求めていきたいと思っております。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 私は法律の専門家ではないですので、これについて、私の知り合いの弁護士に一度相談してみます。それで、先ほど言われたように、そんな口頭での話ではダメですよ。ちゃんと相談した弁護士さん、弁護士先生から意見書を出してもらって、それを理事会に提出しますので、理事会諮っていただけるように提案します。中川理事長どうですか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 土地開発公社、この関係ですけども、今までいろいろ議論いただいています。理事会でもお話をさせていただいています。今、森川議員のご提案を踏まえまして。また適切に理事会を開催させていただいて、弁護士先生のご所見を、また報告させていただいたらと思います。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 次に、この整地完了書ですが、先ほど、副町長のほうから、まず地元と協議してからY氏に行くという、前回とはちょっとトーンダウンしたような答弁になりましたが、これ整地完了書、全て目通しておられるんですよ。これなんて書いてあるんですか。6か月以内という免責条項入っておるの理解されとるんですか。どうですか。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 正確に言います。私の発言時間が無駄やから率直に答えて欲しかったんですけど、第3条に本確認書調印の日から6か月の間に、こういう、この間に土砂が流出した場合は、Yさんが撤去することを確認するって条項入ってるじゃないですか。これ何しに行くんですか。これでもうYさん免責されてる

んじゃないんですか。どうですか。

- 議長（新澤良文君） 誰が答えるの。総務課長。副町長。どっち。東副町長。
- 副町長（東扶美君） 失礼いたします。ただ今、森川議員ご指摘のとおり、平成25年1月23日に締結をされております整地完了証明書におきましては、本確認調印の日から6か月の間に土砂が流出した場合は、相手方の方の費用を持ってこれを撤去することを確認するというふうに記載をされております。そうなっております、これに基づいて行われるべきことだというふうには認識はしています。
- 議長（新澤良文君） 森川議員。
- 1番（森川彰久君） 議長。この答弁不誠実ですよ。もう免責が成立したのにYさんどこ何を頼みに行くんですか。今まで地元の、私の度々の答弁にどのように答えたんですか。Yさんしてくれないですよ。もうこれで免責じゃないですか。
- 議長（新澤良文君） だから、森川議員。質問内容をもう少し分かりやすく、理事者側が分かってないと思うんで、お願いします。森川議員。
- 1番（森川彰久君） だから私、度々の質問で、破壊された里道の原状回復というのは、もう令和3年9月議会、12月議会、先月6月議会、3回ほど質問させていただいています。その都度、先ほど質問したようにYさんどこ行きますとか、してもらいますとか。この整地完了確認書の内容見たら、Yさんに、Yさんはもう免責されて原状回復する義務がないわけじゃないですか。それを言っとるんですよ。
- 議長（新澤良文君） 東副町長。
- 副町長（東扶美君） ただ今のご質問でございますけれども、その後、議会のほうからも里道の復旧をしてほしいということで、当時の植村町長が、ちょっと年月日は分かりかねますが、相手方の方にお願ひして、里道を2回ほど復旧、1回作ってもらって流れて、またその後に当時の兵庫の区長さんも立ち合いをされて里道を復旧していただいて、それも現在は壊れてしまっているんですけれども、それはもう6か月を越えてたということはあると思いますので、そういうふうにやっていたたいたということがありますので、その辺も含めてお話をさせていただいたらなというふうに思っております。
- 議長（新澤良文君） ちょっと認識のズレがあって、議会のほうからしてほしいって、これ僕多分質問した内容や思うんやけども、してほしいなんか言ってないですよ。しろと言ったんですよ。里道を復旧させろと。もともとの土地の中に。それで、当時の植村町長がお願ひしてって、そういう感覚なんですかね、業者と町

との。それちょっとおかしくないですか。もともと里道を壊して。森川議員。

○1番（森川彰久君） ちょっと質問の角度を変えます。今年6月4日の常任委員会で土橋理事は堰堤について、「しなかったのは職務怠慢です」って言うて回答、答弁されました。堰堤を任された理事が職務怠慢で作らなかったと答弁されているんですよ。地元は職務怠慢では済まされませんよ。誰かの指示ではなかったんですか。土橋理事職務怠慢をされたとは思えないです。もし職務怠慢されたのであれば、服務規程違反ですよ。処分の対象になりますよ。どうなんですか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 先ほど答弁をさせていただきましたように、整地確認をした時には調整池と堰堤はありましたと。その後ですね、ちょっと崩れてたり、無くなったということにつきましては、彼自身見落としていたということで報告を受けました。彼の責任の中で、整地完了を確認しに行ったのも彼やったので、多分そのような言葉が出たんであろうと思います。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 詭弁としか言いようがないですね。いずれにしろ、土橋理事だけの問題じゃないですよ。この伺書には事務局長、常務理事、植村理事長、全て決済されております。意見欄は全て空白ですよ。何にも書かれていない。今、おっしゃるような、言われた答弁であれば、その恐れがあるとか、そういうこともありましたとか、なんか書くべきですよ。これまで高取町のY商事に対する数々の付度を指摘してきましたが、遅くとも平成20年の調査特別委員会から和解を締結した24年までの間に解決するべき問題だったと思うんですが、誰も指摘する者がいなかった。和解締結後の平成25年、26年には、当時は新人で現議長の新澤議員がこの問題について、丹生谷の産廃問題に関連して質問されてましたよ。議事録を見たら。当局はこれまで何もしなかったのではなく、首を長くして時効を待っていたんじゃないんですか。答えられないでしょうけど、どうですか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 私から回答させていただきます。そのようなことは全くございませんでした。ただ、今、ご指摘があったタイミングで10年を迎えてしまったということは、非常に申し訳なく思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 高取町はこれまで何もしなかったのではなくて、そのように

時間とのタイミングを計っていたように思われます。この重大事件を黙殺してこられたので、その後の市尾・谷田地区の林地開発も同様の付度が続いたということをご指摘します。私から言えば、これは付度和解と断言します。仮にY氏を教唆、幫助した者がおられましたら、これは共同不法行為で損害賠償請求の対象になることも申し述べておきます。

次の質問に入ります。与楽のこの中断している問題なのですが、総額ですね、先ほど答弁いただきました。3億1,000万円ですよ。それだけ投資してね、ほぼ9割出来上がってるんです。一般会計と起債合わせて1億4,850万円。高取町負担してるんですよ。この実現性について、事前調査甘かったんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 当時のことであまり僕も分かりませんが、実現性甘かったと言わざるを得ない実状であると思います。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 同意が得られない地権者は、当初からも反対されておったんですか。事業が進んでいって突然反対されたんですか。そこらはどうなんですか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 一応、現地の立会等はされているようですので、その辺は、当時は賛成するか反対するか言うたら、どっちか言うと賛成であったような気はするんですけども、状況が進むにしたがってだんだん反対の意向を示されたと感じております。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 先ほども言いましたように、このような多額の公費を投資しておきながらですね、何とも踏ん切れない気持ちで私は現地を終わった時思った次第です。記憶で新しいところではね、健幸の森の重粒子線がん治療施設でも、東京のコンサルタントにですね、5,000万円もの公費しておきながらですね、がん治療施設の誘致に至らなかった。この一言で終わりなんですよ、高取町は。どこでもそこまで進めて行っときながらですね、地権者1名ですか、2名ですか、同意が得られない。これで3億1,000万円。未だにまだ相対効果は何にもないじゃないですか。先ほど中川町長から植村町長の答弁に関連してですね、進めていってもらえるようにという理解でいいですか。中川町長どうですか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 先ほど申しましたのは、そのようないろいろな諸事項、まず整理しないとダメだと思ってます。いずれにしても、残念なことにかかなり公費をつぎ込んで、実質的にはまだ多分借金残ってると思いますねんけど、まだ、これ今年度、皆さんにご負担いただいているということです。だから、やはり、その当時の国費の採択の状況と今とは全然違ってますんで、特に用地の確保ができなかったら、国費の採択というのはほとんどゼロというふうには、今もうそういう状況にもなってます。そこら辺も踏まえまして慎重に対応していきたいなど。当然、町単でやるというのはなかなか厳しい。さっき言ったお金あとどれぐらいかかるかもちょっと分かりませんし。かなり私は素人目で見えますけども、あの道路、歩道までついた立派な、片側1車線の立派な道だと思います。それぐらいのものを単費でやろうとなれば、かなりの経費もかかりますんで、そこも含めまして、当然、地元の与楽大字の皆さんの意向、また、それと地権者の意向踏まえて、ちょっと慎重にいろんなことを整理させていただきたいということで、すぐどうやこうやっていうのは、ちょっと今の段階では、私はそこまでよう申し上げませんのでご理解いただきましたらと思います。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） ということは、中川町長。先ほど植村町長の答弁を引用させていただきましたが、中川町長もこれで終わりじゃないと。いつまでにやるかは断言できないけど、完工に向けて、開通に向けて、供用開始に向けて、鋭意努力させていただけます。また、担当課に指示していただくと。こういう解釈でいいんですか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 再度申し上げておきます。そういうことを、諸条件を、諸事項を整理してどうするかっていうことで、せっかくあこまで作られたんでね、何らかの形では使っていけるような形にしたいんですけど、やっぱり土地の問題、それとあと、情けないですけどお金の問題もございまして、そこも踏まえて検討させていただきたいと思います。もうこれでヤンペと言うか、辞めというか、中止ってほっとくというのは、あまりにも今まで投資してきた効果がないんで残念と思いますが、そういう意味でいつ頃になるかどうか、ちょっとまだ全く分かりませんが、そういうようなことも踏まえまして検討させていただいたらと思います。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） これはね、筒井町政時代の負の遺産になるんですかね。ご答弁いただくのもちょっと恐縮するようですが、他にも高取町こういうような途中で止まっているような事業はあるんですか。参考のために聞かせてください。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 私のほうから道路の部分については分かっておりますので答えます。羽内から藤井に抜ける道、その1本は途中で止まっております。与楽の状況と同じような状況でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 呆れましたね。これも多額な費用、公金出てるんじゃないですか。ざっとでも分かりますか。質問出してませんので、答えにくいやろうけど、どうですか。だいたいでも覚えておられるようやったら、約いくらぐらいの公費かかっているというの答えてください。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。ちょっと事前の通告にない質問なんで、次、委員会でね、その辺は質問していただければと思います。森川議員。

○1番（森川彰久君） あと時間何分ありますか。

○議長（新澤良文君） 7分ぐらいあります。

○1番（森川彰久君） 小学校のこの当時、筒井町政の小学校の統合の時でもそうですわ。多額の公金を投入して耐震工事をしたばかりの育成小学校を校舎として使用せずにですね、耐震も何にも施させてない、今現在、今は耐震化もされましたけど、何でも場当たりのでどういう思いで何をされとんのか、もう疑問符ばかりが今でも湧いてきますよ。当時そうやったんですよ。なんで耐震化、何億も投資して作った校舎を使わなかったのか不思議です。これもこの与楽のバイパス道路もそのような見切り発車というような気がして仕方がないです。

観覚寺の地区計画について、これ開発許可にも記載されてますが、工事現場の見やすい場所に当該工事許可標識を掲示すること。これ掲示されてないですね。なんでですか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） おっしゃるとおり掲示されておられません。開発許可自身ちょっと町のほうでは分かりかねるところもありますので、県にその件はお伝えさせていただきます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

- 1番（森川彰久君） 掲示されてませんではダメでしょう。高取町の指導要項どうなってるんですか。
- 議長（新澤良文君） 森本事業課長。
- 事業課長（森本修君） 高取町の開発指導要綱は、500平米までの市街化区域の開発と小規模の開発のところを謳っておりまして、あのような大きい開発、市街化調整区域の開発の件は記載しておりませんので、県の開発許可に準じたやり方ですということになっております。
- 議長（新澤良文君） 森川議員。
- 1番（森川彰久君） 先ほどの話に戻りますが、町内を見回りさせていただいた時にその標識があれば、こういうことをされるんだなあいうのが見て判断できるんですよ。周辺の地元住民の方も、これ何できるんやろうと思っておられる方もおられるんじゃないですか。これ他市の例ですけどね、開発者は、先ほど事業課長言われたような、そんな、この場合、この場合ってそんな分別してないですよ。開発者は許可申請、または建築確認申請は行う前に開発区域内の見やすい場所に開発事業公開様式を設置し、計画内容を周辺地域の住民に公開しなければならない。当該申請の内容に変更のあった時も同様とする。これが普通ですよ。高取町だけですそんなこと言ってんの。どうなんですか。
- 議長（新澤良文君） 5分です。あと5分。森本課長。
- 事業課長（森本修君） 開発許可自身が県の許可権者になるんで、そこまで認識しておりませんでした。
- 議長（新澤良文君） 森川議員。
- 1番（森川彰久君） いや、事前協議の段階で各課協議全部あるでしょ。34条協議の時に。29条の本申請やなしに。その時に、この他の市町村が指導しているように、高取町も許可降りる前から公開様式を現場に提示してくださいねってなんで言えないんですか。指導できないんですか。
- 議長（新澤良文君） 森本課長。
- 事業課長（森本修君） そこら辺につきましては、ちょっとうちの認識不足でございまして、これ終わりましたら、許可書提示するように申し伝えます。
- 議長（新澤良文君） 森川議員。
- 1番（森川彰久君） 遅きに失するとは言え、今後全ての開発には、そういうように指導していただきたいように願って止みません。先ほど下水道工事の財源内訳聞きましたが、約2,300万円ですか。これも2,200万円ぐらいの町負担

が入ってます。これ中川町長も以前私の答弁で、一時でも早く竣工していただいて、下水道の工事費用を支払っていただけるようにしたいと思うって、これは他所で、他所の一般的な質問での答弁なんですけど、この開発においても同じようなお気持ちやと思うんですが、どうなんですか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 今、企業誘致、企業誘致をするにあたって最近の動向ですけども、公共インフラは自治体のほうでいろいろさせていただいているというのが、多分全国的な傾向やと思っております。また、道路、それと、上下水道、物によれば電力のインフラもやってるかも分かりません。私申し上げたのは、まず、もう既に就任させていただいた時に、もうその下水道工事もやり始めておられたと。計画も作ってましたんで。早く共用して、工場創業していただいたら、下水道の使用料入ってきますんで、少し、僅かか分かりませんが、そういう形で。それともう1つは、やっぱり企業誘致の一番メリットは、やっぱり雇用の確保。近隣の方の雇用の確保でございますので、そういう意味でも賑わいの1つになるかなということで、重要やと思っております。そういう答弁させていただいて、一般的な話で、特にさせていただいたと思うんですけども、最近のこういう状況でございますんで、企業の、やっぱり誘致合戦をしているのは、全国的に同じような状況でございます。少しでも自分とこの町に企業ということで考えてます。あとは、もうルールに従って、下水道使用料払っていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） この企業は7月に冷却シートの寄付で感謝状も出されている企業ですが、開発指導と混同されないようお願い申し上げたいと思います。

最後の質問になります。既に3年の9月、及び12月の定例会で質問しましたが、兵庫地区の地区計画について、過日も総合政策の前田補佐、そして中川町長にも、どうなんだろうかね、兵庫地区、地区計画進めたら良い地区になると思うんですがということで提案させてもらいましたけど、どうですか。その後の検討はどうなってるんでしょうかね。

○議長（新澤良文君） 岸本課長。

○総合政策課長（岸本資之君） 失礼します。総合政策課です。兵庫地区の地区計画について、地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じて一体的に良好な環境を整備・開発・保全することを目的としている計画であることは議員さんもお存じ

だと思えます。地区の課題や特性を踏まえ、住民が主体となって地区を目指す将来像を想定して、その実現に向けて都市計画、位置付けてまちづくりを進めていくものでございますので、現在、人口減少が続く本町にとって、移住・定住を促進するため、また、働く場の確保は必要不可欠であり、地区計画の策定による新たな企業の誘致や創業支援への取り組みは大変重要であるとは考えることから、森川議員からご提案の兵庫地区における地区計画は、町として必要な地区計画の方針、具体的な土地利用の見込み、実現の可能性など、住民、及び関係者の皆さまのご意見をいただきながら調査させていただきたいということで、現在のところ思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） 森川議員。兵庫地区の地区計画は事前通告書にございませんので、軽くちょっとオーバーしてますんで。あと2分くらいかな。あと2分くらいです。

○1番（森川彰久君） 温かみのある答弁いただいて、文章読んだような答弁はいらぬんです。中川町長はこれまで、京奈和自動車道御所高取バイパスの開通、また、近鉄吉野線などの交通のアクセスがこれからも特に道路関係は充実してくるということで、兵庫・田井庄地区の新産業道路の位置付けはしておりませんが、今後検討を進めてまいりたいと答弁していただいておりますので、もう町長ご存知のように、こんな今日、明日できる決定じゃないですよ。3年はかかりますよ。だから並行してね、事業課長にも車木からこちらの下水道敷設もですね、並行していってもうたら、ちょうど3年後にゴールできるじゃないですか。そういう方向でお願いします。

○議長（新澤良文君） 答えますか。答えれるんやったら答えて。通告に無かったんで。中川町長。

○町長（中川裕介君） どこまでお答えできるか分かりませんが、まず市尾・田井庄・兵庫で、今、住宅の関係で、今、区域指定させてきていただいております。当然、私も実は森川議員からご提案いただいたあの地域について、はっきり言いますが、県庁に物申してまいりました。町としては、あの地域をやっぱ高取町のこれからの京奈和道、それと高取バイパスできた時のもう一番のポイントやと思ってるんでね、これからすぐ、今、議員おっしゃったように、すぐにはできないんですけども、県に向かって、少しでも規制緩和しやすいようにやってほしいということでお願いしてまいりました。引き続きご理解とご協力、また、ご支援いただいたらと思っておりますので、すぐできませんけど、暖かくご支援いただいた

らと思います。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 高取町は常々お金がないと嘆かれておりますので、どうか住民サービスの原点に戻ってですね、悪しき慣例は全て改善しましょうと申し述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 森川議員の質問時間があと34秒残ってますけども。関連質問、34秒なんでね、僕はできますけどやめときます。これで森川議員の質問を終わります。ちょっと休憩をいただきまして、2時50分から再開をさせていただきます。休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。次に、5番、野口議員の発言を許します。
5番、野口議員。

〔5番 野口勝也君 登壇〕

○5番（野口勝也君） 5番、野口勝也です。議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。中川町長が就任以来、様々な施策に取り組んでいただき、住民サービスも向上しているところでございます。しかしながら、新型コロナワクチン関係の対応に追われ、町長としては思い切った行政ができていないのではないのでしょうか。そこで、これからの高取町で開発の可能性がある大型都市計画事業について、3つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目に、壺阪山駅周辺の整備について。壺阪山駅周辺の整備の一つの案として、駅舎の有効利用、ロータリー周辺の景観の整備などもお考えだと思いますが、壺阪山駅を1つの大きな観光拠点と考えるならば、せめて大型バスの発着できるスペースが必要ではないかと考えます。以前から先輩議員からも提案されておりました、駅の北東側に大型バスの発着できるロータリーをつくるのはいかがでしょうか。例えば、北東側に新設したロータリーから駅前までスロープを付け、小型車はスロープで駅前まで上がることができるようにする。駅前には新しい北側の進入路より侵入し、今ある駅前信号を出口のみにすれば、今までのような駅前信号機付近での混雑を少しは解消できるのではないのでしょうか。また、その後の展開として、線路西側へのアンダーパスを作れば、駅西側の開発も可能になっていくのではないのでしょうか。町長のご意見をお聞かせください。

2つ目に、赤坂池防災道の駅について。防災道の駅は、添付いたしました「資料1-1 防災道の駅について」に示す防災と地方創生・観光を促進する高規格の道の駅で、令和3年6月に全国で39駅が選定されました。奈良県では奈良市の第二阪奈道路中町SAが選定され、今年度のオープンに向けて現在工事中であります。国土交通省の選定要件にあるように、災害時の広域防災センターの機能が求められています。災害時に使える大規模駐車場やヘリポート、災害時でも自家発電や給水が確保できる大規模避難所が選定要件であります。高取町にはこれに合致する好適な場所があります。それは、ふるさと農道に隣接した赤坂池とその周辺です。添付いたしました「資料1-2 防災道の駅の駅位置図」の赤い太線で示しております位置が赤坂池となります。この資料1-2に示すように、ふるさと農道を延伸して、国道169と高取バイパスの結節点にドッキングさせると、西は京奈和御所インターから、南は奈良県南部から迅速にアクセスすることができます。これにより大規模災害時には、素早い救助活動が行え、高取町観光の目玉でもある高取城跡・壺阪寺にも近く、平時には京奈和道路や奈良県南部からの高取・飛鳥観光の拠点にもなります。しかし、防災道の駅事業は令和3年に1回目の選定をしたのち、後続の動きがありません。コロナウイルス関連によって、国の施策も優先順位が大きく変動しましたが、今では平常の施策に戻りつつあり、チャンスが来る可能性はあります。このチャンスが来たらすぐ乗れるように準備はしておいたら良いと考えますが、町長のご意見をお聞かせください。

3つ目に、森林技術センターの移転跡地について。奈良県における取り組みの「森林環境管理制度の導入と拠点整備」にあるように、奈良県では農業センターは桜井市に、森林センターは吉野町に整備するというようにしております。フォレストアカデミー、森林技術センター、奈良南高校を同一場所に整備し、森林環境管理の拠点機能を形成することにしています。森林技術センター移転のスケジュールとして、令和3、4年度実施設計、令和5、6年度に吉野町で移転工事となっています。さて、森林技術センターが移転するとなると、高取町には役場前の一等地に広大な公共用地が出現することになります。森林技術センター跡地を奈良県から高取町に払い下げていただき、「高取町交流まちづくりセンター」を作るのはいかがでしょうか。これは三宅町の「三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo」が参考になります。子育て支援、生涯学習の場、産業振興、情報発信の場、住民生活の賑わいの場を目的とする複合施設です。高取町には学校体育館以外にコミュニティ体育館もありません。住民の皆さまが集っていただき、交

流を深めていただく場が必要だと考えます。町長のご意見をお聞かせください。
以上、3つの質問に対してご答弁のほどお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

〔事業課長 森本修君 登壇〕

○事業課長（森本修君） 事業課の森本です。5番、野口議員のご質問の1、壺阪山駅前整備について、2、赤坂池防災道の駅についてのご質問に対し、私のほうからお答えさせていただきます。1つ目の壺阪山駅前整備につきましては、議員各位もご存知のとおり、平成25年度時点においては都市再生整備計画事業を活用し、事業費約7億5,000万円で駅前ロータリーの整備、観光交流施設の建設などを計画策定し進めておりました。しかしながら、地籍混乱の解消に不足の日数を要し、さらに用地交渉においても難航したことにより、当時の計画は一旦断念しております。しかし、壺阪山駅前につきましては、本町の玄関口であり、観光における重要な拠点であることは認識しております。そのような状況の中、駅舎の所有者である近鉄より、無人化となった駅舎を活用しないかという申し出があり、まず駅舎活用から取り掛かってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の赤坂池防災道の駅についてお答えさせていただきます。令和3年6月11日付の国土交通省の資料によりますと、全国で39か所設置されており、奈良県では奈良市中町地区に計画されております。しかしながら、この防災道の駅を設置するには、本町の防災計画はもちろんのこと、奈良県の広域的な防災計画への位置付けが必要であり、現段階では厳しいと考えております。提案いただいた資料1-1にも、選定要件についての1にも、広域的な計画が必要だということを示されております。また、他事例を見ますと、ほぼ他の防災道の駅は国道・県道などの交通の便の良い場所に設置されている傾向にあり、これを機に調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 岸本課長。

〔総合政策課長 岸本資之君 登壇〕

○総合政策課長（岸本資之君） それでは、総合政策課からですが、近鉄壺阪山駅周辺の整備についてお答えさせていただきます。壺阪山駅周辺の整備は、本町の最上位計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、高取町と奈良県とが連携する「土佐街道及び高取城跡周辺地区のまちづくり基本計画」において「交通結節拠点の整備事業」として位置付けております。そのため、高取町の玄関口の

駅としてふさわしい駅前整備が必要と考えております。今年度は、若手職員によるぐるっと高取構想検討会で、現在、駅舎改修のモデルになるような、ほかの駅舎の情報を集めたり、駅の中をどのようにすればよいか、周辺の案内や看板、従来の看板の活用方法などを出しあったりしており、駅前整備のアイデアの1つになればと考えております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 私からは、5番、野口議員のご質問に回答させていただきます。私からは、②番の赤坂池防災道の駅についての回答をさせていただきます。現在、町道清水谷1号線完成後の赤坂池の埋立地の活用においては、土地の所有者は7か大字になるため、今後は7か大字と協議をしながら、できるだけ地元大字の負担にならないように活用方法を考えていかなければならないと思っております。私のほうからは答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） 参事。

〔総括参事 山本修平君 登壇〕

○総括参事（山本修平君） 総括参事の山本です。5番、野口議員の③森林技術センター移転跡地についてのご質問に対し、私のほうからお答えさせていただきます。奈良県に聞き取りを行ったところによりますと、森林技術センターの吉野町への移転整備の計画は、昨年度に取り止めとなりました。今後の計画といたしましては、令和5年度にセンターの耐震診断を行い、令和6年度以降に耐震補強工事に着手をする予定と聞いております。センターの敷地内は樹木が高木化しており、エントランスが薄暗く、来訪者が訪れにくい状態にあることから、高取町として町民の皆さんがより親しみの持てる訪れやすい施設となるよう、県に対して申し入れを行っております。私からの回答は以上です。ご質問ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 5番、野口議員から、私のほうからご答弁させていただきます。高取町での開発可能性がある大都市計画事業の展望についてということです。先ほどから各担当課のほうで、所管の答弁をさせていただきました。それとまた、野口議員の質問にもございましたように、私従前から申し上げてますように、高取町過去から継続的な財政状況、また、それに伴います職員不足によりまして、

社会の変化に求められる町民の皆さまへのサービスの提供が近隣の町村や、また、類似市町村に比べて遅れてる傾向があったということを踏まえまして、私が就任させていただいて以来ですね、議員の皆さん、または町民の皆さまのご意見やご提案、ご意見を踏まえまして、特に少子化、高齢化、過疎、人口減少などに急激な社会の変化に対応するために、町民の皆さまへの時代に合いましたサービスの提供、ソフト事業を中心に、今、展開をさせていただいております。それとあわせまして、持続可能な財政運営の維持を基本に、将来負担を見据えた計画的な事業推進と人材の確保により、財政のまず安定化に努めているところでございます。特にハード関係でございますが、これも従前から申し上げてますとおりでございますけども、町の施設、また、道路、公園等のこういうふうな施設や設備について、まず既にある物の、こういう物の維持補修、それとメンテナンスの充実、それと計画的な改修等を最優先に行わせていただきたいと思いますと思っております。それに伴いまして、長寿命化、利便性の向上、適切な管理によりまして、その施設設備の有効活用をさらに図っていききたいと思っております。このような形で、現在は町民の皆さんの暮らしに直接結びつく事業を重点的に取り組まさせていただいておりますとおりでございます。ご提案をいただきました赤坂池の防災道の駅、また、壺阪山駅前、それと森林技術センターの跡地活用につきまして、残念なことなんですけど、まず、先ほど森川議員のほうからございましたように、与楽のバイパス道が途中で止まっている、それだけじゃなくてですね、結果として実現できませんでした大規模プロジェクト、土地開発公社による開発とか、健幸の森とか、こういうふうなことで活用されてないにも関わらず、先ほど言いました公社関係、健幸の森関係で町の負債、借金返しは今も行っております。2つあわせまして、毎年8,000万という多額な借金の返済をしているというのは、これ事実でございます。財源もすべて一般財源で、実際だいたい年間4億円ぐらいが毎年の借金返しの高取町の分なんですけど、今、言いましたように、2割それを割いているという形でございます、交付税措置もあまりないという現状でございます。それでまた、かつですね、あと数年間はこういう状況が続くと。これももう過去の決算で出てますんで、いつもまた申し上げているとおりでございます。私としましては、先人が一生懸命努力されたんですけど、結果的に上手くいかなかった。ただ借金だけが残ると。これはもう自分自身ここに就任させていただいて、やっぱり教訓、また、ちょっと言葉悪いですけど、反面教師というふうな位置付けで私は捉えております。一般論なんですけども、大規模な事業、特にハード事業です

けども、事前に、十分に、まず現在の状況の調査。それと将来の人口。当然周辺人口も含めまして、将来推計。あとコンセプト。何のためにするのか、目的も意識もはっきりして、当然そうなってきた、次、事業内容、事業費、スケジュールですね。それとできてからの管理運営。それと先ほどの償還も含めまして資金計画ということ。特にそれともう1つ、新しい用地を取得する場合につきまして、その取得の可能性があるのかどうか。これによっても事業は大きく変わってまいると思います。まずそういう意味で、様々な視点から検討すべきだと思っております。特に建物の施設につきましては、注意すべきことは設置、造った者の意図と実際にご利用される方のミスマッチが生じないかどうか。それともう1つは、整備をすれば少なくとも20年、30年この施設を使っていきますんで、オープニングが施設のスタートであるということを変更して認識しないといけないと思っております。そういうことで、現在の厳しい財政状況、また、人員要求に思いませんに、ご提案いただきました壺阪山駅前、赤坂池の防災の道の駅、森林技術センターの跡地の活用等、こういうことでいろいろご提案いただきました。こういうことも、事業も念頭にも置かせていただきながら、また、若手職員によります、ぐるっと高取基本構想の検討も参考にさせてもらいながら、直ちに、今、具体的な大規模事業というのは、今ではちょっと厳しいかなというふうに思っております。ただ将来の高取町にとって、町民の皆さんがどのような事業、それはソフトもハードもそうなんですけど、どういうものが望まれているのか。それと町にとって交流人口を増やしたり、また、にぎわいを創出するためにどのような取り組みが本当に有効なのかということを考えまして、今は少し我慢の時間かなと私は思っています。少なくともやっぱり借金がある程度なくなるとなかなかできないのかな。当然これは企業経営する場合も全く一緒やと思うんですけども、そういう意味で、今はいろんな先例、いろいろございます。いろんな取り組みも新しい取り組みもされております。そういうことをしっかり調査、また、勉強する時期やというふうに考えております。本当に貴重なご意見、ご提案いただきましてありがとうございます。ちょっとそういう今の状況でございますんで、ご理解とご協力をいただきましたらと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。野口議員。

○5番（野口勝也君） ご答弁ありがとうございます。今の高取町の財政状況等考えましたら、今、答弁していただきましたような答えが返ってくるとは思っておりました。そういうことですねけども、できるだけ高取町にもソフト面だけではな

くてですね、ちょっと観光にしても、何か外から来ていただけるような魅力のある町にさせていただけるように、今後考えていただきたいなと思います。また、今はこういった状況なんで、大型の開発等考えられるというような、なかなか考えにくい状況ではありますけれども、将来、もっと先のほうを見据えて、何か1つ、町長といたしましてもこういうことをしてみたいなとかいうふうな、ちょっと大きな目標みたいなものも持っていたらありがたいと思います。また、森林技術センターのほうでも回答ありましたように、私が調べさせていただいた以降ですね、こういったような状況に変わっているということで、令和5年から耐震とか調査ですね、かかれて、また、あのリニューアルですね。リニューアルをされるというふうないうことで、また、参事も先ほどお答えいただきましたように、できましたらそこで町民の方が少しでも交流をできるようなスペースを作っていたらいいように、また町からも要望していただければありがたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（新澤良文君） 今のは要望で。

○5番（野口勝也君） 要望です。

○議長（新澤良文君） 野口議員の質問時間が18分残っております。どなたか関連がございましたら、お受けいたします。西川議員。

○2番（西川侑壱君） 野口議員の質問時間いただきまして、1点だけご質問させていただきます。今、町長がご答弁いただいたように、今年度の決算見させていただいても実質公債比率も8.8で、少し高いめで、4億っていう公債費を出しながら、2億、町債を借りながら、4億円返済してると。これが土地開発公社の借金とかを返す、返し終わるって言われてる5年後から6年後っていうことにはなるっていうふうにお話は受けてるんですけども、説明は受けてるんですけど、その頃にどういうまちづくりをするかっていうのを、今しっかり練らなければいけない時期だと僕は思ってるんです。なんで、今、町長ご答弁いただいたみたいに、勉強する時期だっていうことでお伺いさせていただいたんですけど、聞かせていただいたんですけど、この5年間の間にもう次のまちづくりをどうするかって考えなければいけないと思うんですけど、今、何か大きいビジョンで、こういう、今、町長、前の僕の一般質問に答えていただいた30億なんか基金を貯めたいっていうようなご答弁いただいたと思うんですけど、30億貯めた先にどういうことをやりたいか。覚えておられないですよ。申し訳ない。明日香とか、三宅とか、川西とかやと、基金30億。明日香やったかな。明日香やったら基金30

億ほど基金持っておられますっていうようなご答弁一度いただいたことがあったんです。その30億貯めた先に何を思い浮かべるか、どういう町を思い描くかっていうことが非常に大切だと思うんですが、今、高取町として、その大きなビジョン、先ほど野口議員が聞かれたようなことも含めて、何か想定されている、何かこういうことをやりたいっていうことを考えておられることっていうのはありますか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 西川議員からいただきました。まずは、ちょっと基金の話を見せていただいて、恐縮なんですけど。30億というのは、多分、私、明日香村が持ってる明日香基金のことを言ったんじゃないかなど。実は明日香村それだけでなく、全部足したら55億ぐらいお持ちなんです、明日香基金っていうのは、明日香の文化財等を守るために、あれは取り崩しが一応しないということで、あと運用益を運用するという形。基金につきましては、決算のいつも、去年も申し上げたとおりでございまして、まだうちで財政調整基金と減債基金足して8億ぐらいなんですけど、少しずつ増やさせてはいただいているんですけど、資料見ていただいたら、他の類似団体の半分しかないということで、基金を作るのが目的じゃなくて、結果的に余れば残していくというスタンスでやらせていただいています。ただ、今、言いましたように、すぐにそしたら大規模、次にどういうふうな、例えば、ハード事業やっていきたいというのは、今のところ、今は申し訳ないんですが、これから本当に勉強していきたいなど。何がいいのかなどという、やっぱり失敗は、やっぱり許されないというのが、自分ではもうよく、すごく心に誓っております。なんぼ考えても結果がやっぱり判断されると思います。それでまず、やっぱりハード的なものは、前任の町長さんが決められた、とにかく幼稚園が終わりましたということです。あともう1つは、今年の当初予算の議会の時に申し上げましたように、少しでも町の施設を使いやすくしたいということで、今、リベルテホールのバリアフリー化をさせていただくということで、今、設計入っていると思います。12月議会に何らかの整備方針に出させていただいたらと思っている。それともう1つは、隣の文化センターなんですけど、作られてかなりかかっています。ただ森林センターよりも十数年後から作られたと思うんで、そこをですね、今の状態でなくて、皆さんが使っていただくような形で、いずれリニューアル工事させていただきたいというのが、まずハード事業として。そしてやはり、とにかく起債の残高増やさないようにしていきたいと。決算の時に、

またご紹介させていただきますけれども、だいたい発行、新しく借り入れするのが3億とすれば、償還が3億円で、増えないよという形での、今、制度設計してるんですけど、これは年によっていろいろ変わりますし、それとやっぱり一番大きいのは道路です。道路の整備、特にやっぱり傷んでますんで、計画的に準備していきます。これはもう幸いに起債を当てることができ、特に過疎債を活用させていただきたいと思ってるんで、そういう形で進めていきたいと思ってます。お金のことばかり言うと非常に寂しくなってしまうんで、申し訳ないんですけど、今、高取町こういう状況やということで、ご理解いただいております。ただ、少し勉強させていただいていろんなこと、それでやっぱり一番私が恐れるのは、今後20年、30年、何かを作った時に、作った時は良かったんですけど、これからやっぱり周辺の人口動向、ご利用される動向。例えば、観光客にしましてもすでにどんどん実際減っていくというのが、オールジャパンの話なんですけども、減っていくというのは状況です。それと海外の人がどこまで、中国頼みのインバウンド、もうそろそろ限界が出てくると思いますんで、そしたら、今、インバウンド、奈良市内は来ておられます。実際にちょうど県庁の前の通りはいっぱいなんですけど、1つちょっと通り外れますと、あまり誰も歩いてないというような状況にもなりつつあると思います。だからそこも含めて、よっぽど慎重に考えていかないとというふうに思ってます。作ったらそんでよかってんけど、あとなんじゃこれとなれば、ちょっと寂しい話になりますんで。と言って何もしいわけにもいかないとも私も思っておりますんで、また、いろいろご提案ございましたら積極的にご提案いただけたらと思います。以上でございます。

- 議長（新澤良文君） 野口議員の質問時間が残り16分ぐらい残っております。どなたか関連がございましたらお受けいたします。無いようでございますので、これを持ちまして、5番、野口議員の質問を終わります。細かくなりますけども、3時35分まで休憩させていただきます。休憩。

午後 3時24分 休憩

午後 3時35分 再開

-
- 議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。次に、8番、新澤議員の発言を許します。8番、新澤議員。

〔8番 新澤明美君 登壇〕

- 8番（新澤明美君） 8番、新澤から3点について質問をさせていただきます。ま

ず1つ目は、脱炭素社会を目指して。気候危機を打開するには、ゼロカーボンの取り組みを国任せではなく民間も含めて、それぞれの地域で進めていかなければならないと考えています。鳥取県では、断熱性能や気密性能の基準をクリアし、県内産の木材を使用した住宅に助成金を支給する。また、長野県では、運輸部門では、自動車を全てEV車、燃料電池車にする。自転車の普及。コミュニティのコンパクト化。家庭部門では、省エネ住宅に改修。業務産業部門では、省エネ、再生可能エネルギーの取り組みなどを2050年を目指して、ゼロカーボンを実現をするという大変詳細にわたる計画を組まれているところでございます。全国的に、今、県の段階で少しだけ触れさせていただいたところではありますが、再生エネルギーにいろんな形で取り組んでいるところは、大きいところばかりじゃなくて、例えば、ひとつの地域で、本当に家が建ってないところで、皆さんの合意のできる土地を、みんなでそこを貸してもらって、太陽光発電をして、その業者さんに来てもらって、自分たちの売電作業をするというような取り組みをして、また、それをところによったら、地域の中で使っていくと。また、家のところに太陽光発電を進めていくと。公共施設には必ず使っていくと。本当にちょっとずつですが、やっているところがたくさんございます。本町では、実際に何か取り組みをされているのか。その辺について、私は是非聞きたいと思うんです。本当に大事なことなんで。今日はそのことで1つ質問をさせていただきます。

2つ目は、兵庫地域の土地開発公社所有の土地についてでございます。6月議会の総務経済建設委員会では、土壌・水質調査の結果について報告を受けたところ、土層に廃棄物が認められ、土壌汚染対策法や廃棄物処理法において、基準値超過の結果が報告されています。とりわけ、鉛、及びその化合物については、基準値を超過し、定量下限値の約100倍と大変高い含有量が認められ、これはかなり体に影響するのではないかと考えられるところでございます。この結果をどう考え、6月議会以降に何をしてきたのか。今後どのように対応されるのか。お答えをいただきたいと思います。

3つ目、国民健康保険単位化についてであります。国民健康保険加入の構成員は、自営業者、非正規労働者、高齢者など所得水準の低い人が多く、国保税が大きな負担となっています。国民健康保険の趣旨に社会保障としての役割を果たすことが記述されているように、まず国は、国庫を5割負担から6割負担に戻すべきであると考えます。全国知事会もこの危機的状況の打開に1兆円の投入を要望をしています。奈良県では、国保の県単位化の保険料水準の統一を来年、令和6年度

から実施を予定しています。まず1つ目に、保険税についてであります。その算定はどのようにするのか。高取町では来年度、今年度と比べて1人当たりの保険税はどうかになるのでしょうか。就学前の子どもの均等割の半額が、現在、減免となっていますが、子どもが増えるほど均等割が増えると、家庭の負担は大変です。子育て支援をする。減免対策の拡大を求めます。また、保険税を支払うと生活保護並みになるという家庭に対して、減免対策を求めるものであります。また、現在もありますが、申請減免制度というものがありますが、減収、災害等の理由によって、申請減免について、今後も引き続き拡大も含めまして実施を求めるものであります。そのほか市町村、県でできることを是非検討をしていただきたいと思っております。

2つ目に、基金の取り扱いはどうかになるのでしょうか。

3、あわせて県への納付金の算定方法についてお聞かせください。保険税の収納率や医療費の水準は影響するのでしょうか。県単位化は住民にとってどんなメリットがあるのでしょうか。以上が質問でございます。どうぞお答えよろしくお願いをいたします。

○議長（新澤良文君） 吉田住民課長。

〔住民課長 吉田宗義君 登壇〕

○住民課長（吉田宗義君） 失礼いたします。それでは、ただ今の新澤議員ご質問に対しまして、回答させていただきます。まず最初、1番、脱炭素社会をめざしてにつきまして、お答えをさせていただきます。脱炭素を実施するにあたり、公共施設のLED化や電気自動車、ハイブリッド車等の導入、太陽光発電設備の設置等々が考えられます。現在、本町として取り組んでいるものはございません。また、目標値についても現在は定めてはおりません。ただ、給食センターでありますとか、昨年オープンしましたたかとり幼稚園につきましては、照明等につきまして、全て、今、LED化をされております。また、県内では、奈良県、及び奈良市や橿原市等、4つの市で、環境総合計画が作成をされています。今後、この先例を参考にいたしまして、本町でできることがあるか等、研究してまいりたいと思っております。

次に、同じく新澤議員のご質問で、3番、国民健康保険県単位化につきまして、回答をさせていただきます。まず、基金のあり方、使い方についてでございます。本年度につきましては、人間ドック・脳ドックの助成限度額の引き上げを実施させていただきました。また、人間ドックについては、助成限度額を20,000

円から45,000円に、脳ドックにつきましては、助成限度額20,000円から35,000円へと拡充をさせていただいております。また、特定健診等の予約枠拡大のため、年4回、昨年まで実施しておりましたが、今年度につきましては、5回実施ということで拡充をさせていただいております。また、役場、憩の家、やすらぎ荘、いきいきふれあいセンターの4施設に血圧計を設置する事業等の様々な保健事業に基金のほう充てさせていただいております。次に、県単位化のメリットにつきましてですが、国保財政の持続的安定化や将来の保険料上昇幅の抑制、また、高額医療者が多数発生した場合等の財政の緩和効果等が考えられます。また、県内どの市町村でも国保税が同じになるため、不公平感が減少するものと思われれます。以上、新澤議員のご質問に対する住民課からの回答とさせていただきます。

○議長（新澤良文君） 石尾課長。

〔税務課長 石尾宗将君 登壇〕

○税務課長（石尾宗将君） 失礼いたします。それでは、私から新澤議員の保険料はどうなるのか。それから、保険料の減免がどうなるのか。2点についてお答えをさせていただきます。まず、保険料ですが、本町では、平成30年度の国民健康保険県単位化の後も、被保険者の方の経済的な負担を考慮して、国民健康保険税率の上昇を極力抑えてまいりました。しかしながら、令和6年度からは、県下統一税率となることから、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでも国民健康保険税率は同じということになります。したがって、本町の国民健康保険税率は上がる見込みとなっております。なお、県が令和6年度の税率を提示いたしますのは、11月下旬の予定です。

次に、保険料の減免についてです。平成30年度の国民健康保険県単位化に伴いまして、国民健康保険税条例も県下で統一化されております。その中で、減免のあり方も県下で統一されておりました。現在のところ、税率の統一によって、奈良県で減免の規定が改正される予定はございません。ただし、今ございます減免制度は引き続き実施していく予定となっております。なお一方で、国によります全国的な施策といたしまして、国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年1月1日から、産前産後の被保険者の国民健康保険税を免除する予定となっております。免除対象は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間に係る所得割額と均等割額です。また、双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間が対象となります。なお、この

免除に伴います国民健康保険税条例の改正案は、12月の第4回定例会に上程させていただきます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 私からは兵庫地域土地開発公社所有の土地について、回答させていただきます。土壌・水質調査の結果につきましては、6月議会で町長のほうから答弁をさせていただきましたとおり、今後どのように対応していくかも含めまして、弁護士の先生に意見も聞きながら、今後の対応を公社理事会で協議したのち、兵庫大字区長や役員の皆さま方と協議しながら進めてまいりたいと思っております。私のほうからは以上です。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。新澤議員。

○8番（新澤明美君） まず、国保問題について、質問をさせていただきます。今、回答の中で、来年度は保険料が引き上がるだろうというような回答がありました。が、どうして引き上がるんですか。

○議長（新澤良文君） 石尾課長。

○税務課長（石尾宗将君） 失礼いたします。先ほどもご説明させていただきましたように、国民健康保険が県単位化ということになりまして、令和6年度からは県下統一の税率ということで決められておりますので、奈良県下どの市町村でも同じ税率ということになります。したがって、高取町はこれまで抑えてきた分上がるというふうな見込みでございます。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今、ちょっと回答よく分かんないんですけどね。統一、別に今よりも低い統一はできないんですか。どうして高くなるんですか。

○議長（新澤良文君） 石尾課長。

○税務課長（石尾宗将君） 失礼します。今、奈良県のほうから確定ではございませんけれども、案は示されております。その案の数字を見ますと、今よりも数パーセント上がるというふうな試算が出されております。この決定は先ほど申しましたように、11月下旬に正式な通知が示されるというふうなところになっておまして、ただ、その案を見せてもらえますと、すでに高取町では上がるというふうな結論でございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。中川町長。

○町長（中川裕介君） 国民健康保険税の税率でございますが、これもう既に、もう

決まって、具体的には前年に決めるということなんですが、これ今、持っているのが、今年の6月の広報でこういう記事を出ささせていただいています。簡単に言いましたら、例えば、年金でお暮らしの2人の世帯ということで、上がる言うたら、上がる場合も下がる場合もあるんですけども、税率が基本的に上がってますんで、所得割の税率が上がりますんで、課長そういうふうに申し上げているんですけど、例えば、改正前、国保、今まで2万8,100円ご負担いただいた分が、2万9,400円ということで、1,300円ですか、ぐらいの、何万円とか多分そんな、ものにもよると思うんですけど、ちょっと所得の状態にもよると思うんですが、そういう形で。例えば、ご夫婦で店舗を経営されている3人家族の場合、今まで、改正前が34万9,700円ご負担いただいているやつが、33万7,500円ということで、その所得状況によって、当然、当たり前ですけども変わってまいりますんで、傾向的に申し上げますように、6年度からは県内の統一保険税率になりますんで、これ奈良市に住まれてても、高取町に住んでても、吉野の村に住まれてても同じ率になりますんで、そういう形でございます。下げるばかりじゃなくて、ご負担ももっていただかないと正しい国民健康保険会計が成り立ちませんので、その点をご理解いただきましたと思います。また詳細は、私はそんなに存じ上げてなくて、大きな話もしましたけども、また、税務課等でご確認いただいたらと思います。また、よろしく願いしときます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 要するに、これまで高取町では、保健事業とかいろいろご努力もいただいて、一定医療費を抑えたりすることもできてる部分もあると思うんですね。そういう努力もいっぱいあったと思うんです。結局、医療費がたくさん嵩んだりしているよその高いところの補填を高取町は一定持たないと、よそと同じだけの金額にならないということだと思えます。結局、県単位化になって、高取町がね、一番分かりやすいのは山添村なんかはね、本当はかなり医療費が低いけど、ドンと保険料が上がってくるというような状況が起きるみたいですけどね。県単位化が本当にそれぞれの市町村の努力や状況にあっているものなのか。本当に住民の生活を助けるものになっているのかどうかという部分で、私は疑問を持たざるを得ません。そういう意味で、先ほど言いましたのは、国からの補填がキッチリあればね、それなりの事業も進めていけるし、というのが前提だと思います。そこで、そういう中で、今、ほんなら何ができるのかなということで、私もいろんなところのお話も聞かせてもらったりしたわけですけども。1つは、子

どもの均等割ですけれども、2、3年前から均等割りの半額ですか。減免制度というのは出てきますが、それについては、今後、どういう動向になっているのか。まだ決まってないのでしょうか。

○議長（新澤良文君） 石尾課長。

○税務課長（石尾宗将君） 失礼いたします。ただ今の新澤議員の質問でございますけれども、その子どもの均等割の半額、減額というところにつきましては、今後もしも引き続き実施されるものと。今のところそれをどうこうというふうな動きはございません。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） これにつきましては、よその市町村では、もう既にもっと高い年齢まで均等割を無しにしているという取り組みをしているところもあるわけですけれども、今後、県として、その均等割を減らす、無くすという方向で、是非とも検討していただきたいというのが1つ。そして、もう1つ、保険税を支払うと生活保護並みになる家庭の減免対策を求めますということで、ちょっとこれ、要望として1つ加えたわけなんですけれども。これ介護保険の制度の中では、保険料を納めて生活保護水準以下になると、減免対策が講じられるという制度があるそうですね。それをやっぱり、国保税でもそのような対応を当然すべきではないかということが、国会でも議論をされておりまして、大臣は検討しますという状況になっています。本当に私が言いたいのは、本当に大変なところが、なんとか国保を、保険証を持ちながらでも、ちゃんと生きていけるようなね、制度設計にしていきたいと思っております。その辺についても、是非とも意見述べていっていただきたい。これ議会からも誰かその議員に出て行くのもありますけれども、町長のほうからもそういう意見も是非とも言っていただきたいなと思っておりますので、いかがですか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 国保の県の単一化ということです。私聞いているところでは、他の県はまだ一切やってない。奈良県が先例的にやられているということで、これはもう評価すべきやと思います。オール市町村から言ったら、みんなでやろうということです。例えば、保険税の納付率なんかでもね、市の場合と町村の場合と中核市の場合といろいろ変わってまいります。それを少しでも是正してくれという形で、今は県のほうにも申し上げてるのかなと思います。いずれにしても、こういう形でいろいろすぐに制度が始まってですね、いろいろ出てくると思いま

す。新澤議員いろいろ勉強されてると思うんで、私もその都度いろいろ担当課とお話をしながら勉強させていただいて、また、必要な分は町村会通じて県のほうに、また、必要であれば要望させていただきたいというふうに思っております。ご理解いただけましたらと思います。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） これはちょっと、回答は出てきいひんのかなと思います。先ほど、県への納付金の算定方法についてお聞きをいたしました、具体的に通告の中になかったんで、お答えいただけてないかなと思いますが、保険税の収納率や医療費の水準が影響してくるかどうか。どういう取扱いをするかということで、これまで検討をされています。だから、県に納めるお金をもう少しでも少なくて済むようにね、その辺を十分に対応もしていかなくてはならないと思いますんでね。是非その辺については、また教えていただけたらと思いますので。今、分かりませんよね。よろしく願いいたします。

次に、脱炭素社会を目指してということですが、先ほど、少しだけやっていることあるってことで、こう述べていただいたところでございますが、1つ、町長が、今、これから公共施設の耐震化や強靱化という形で、強靱化ですかね、今ある施設を長いこと使っていけるように、先を見越して考えていきたいというようなお話もあったと思うんですけれど、そういう中に、断熱とか省エネ、また、太陽光発電とかね、その今言う、その脱炭素の部分でできることを是非とも考えていただきたい。断熱なんかすればね、本当にクーラーなんかの電気代も抑えられるわけですけどね。そこら辺の検討を是非とも考えていただきたいと思います。今何ができるかって言ったら、本当にすぐにはまとまりきらないと思いますけれども、本当に待ってられないんですよね。やらないとダメなんですよね。個人でやるべき、例えば、ゴミを減量することも1つですしね。それをやっぱり、町としては、今年度は燃えるゴミの量はここまでに、ここまでの目標にしよう。そのために、こういう取り組みをしましょうとかね。例えば、ゴミを拾う、そういう取り組みも月に1回というのをやるとかね。いろいろ取り組みってね、いろいろ小さいことからできると思うんです。そこら辺を先ほど、その檜原市や奈良市などやってるのを参考にいろいろ検討したいとおっしゃっておられましたので、是非とも具体的にこんなことを、今年はこのこと、こんなこととして、いつまでにこうするという、やっぱし、計画を持って、是非ともしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 議長（新澤良文君） それ新澤さん質問ですか。
- 8番（新澤明美君） それでよろしいですか。そういうのを取り組んでいただけですか。
- 議長（新澤良文君） 中川町長。
- 町長（中川裕介君） 先ほど、吉田課長のほうからご答弁させていただいて、大きな市でいろいろ計画を作られてて、具体的にやっておられるところもあると思います。そこも含めて、しっかりちょっと勉強させていただきたいと思っております。以上でございます。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） それでは、兵庫の土地開発公社の所有土地について質問をさせていただきます。まず、調査結果について、汚染状況、土壌水質の汚染状況を見て、体に影響があるとお考えですか。
- 議長（新澤良文君） 芦高総務課長。
- 総務課長（芦高龍也君） 廃棄物の汚染状況につきましては、先般、お話をさせていただいたとおり、数値はオーバーしてはいますが、直接人体に影響は無いと考えておりますけれども、やはり、基準値がオーバーしてしますので、今後どのような対策をしていくかということを検討していきたいと思っております。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） ちょっと、今、直接。そうなんですか。基準値とか定量下限値って言うんですか。というのは何のために作ってあるんですか。お答えください。
- 議長（新澤良文君） 芦高課長。
- 総務課長（芦高龍也君） 一応ちょっと、専門家の方にお伺いすると、上限でどこまでオーバーすれば人体に影響を及ぼすかっていうことは、無いような形でお伺いしております。健康診断とかの数値やったら、どこからどこまで、その基準を超えたら体がしんどいというような基準があると思うんです。血液検査も書いてあるんですけど。でも、産業廃棄物のそういう基準値につきましては、そういう幅がないので、定数の出た数字に対してオーバーしているというようなことと聞いております。
- 議長（新澤良文君） ちょっと専門家と言うんやったら、その専門家、どここのだれだれに聞いたって言うのを言うたらなあかん。
- 総務課長（芦高龍也君） 一応、京都大学の教授の方と・・・

- 議長（新澤良文君）　なんていう教授。
- 総務課長（芦高龍也君）　おふたりにちょっと確認したんですけども、京都大学の大学院の勝見先生という方と、勝見教授という方と、大阪大学の大学院の乾教授に確認をさせていただきました。
- 議長（新澤良文君）　具体的に。暫時休憩させていただきます。ここでちょっと具体的に説明させていただきます。

午後　３時２４分　休憩

午後　３時３５分　再開

-
- 議長（新澤良文君）　では、再開いたします。芦高課長。
 - 総務課長（芦高龍也君）　先ほど、新澤議員のほうから、この産廃については基準値をオーバーしてるけども、人体に影響はないかというようなご質問があったんですけども、ちょっと、私の言い過ぎた面もありまして、流れとしては、今後、理事会にも報告させていただきながら、今後どういうふうな対応をしていくかということで、「大丈夫です」「人体に影響ありません」と申しましたけども、ある程度、基準値が上回っているため、申し訳ないんですけども、ちょっと、回答を取り消しをさせていただきたいなと思います。今後ですね、進め方につきましては、各大学の教授の先生の意見を自治会で報告いたしまして、どうしていくかというような対策を講じた後、皆さま方に報告をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。すいません。
 - 議長（新澤良文君）　新澤議員。
 - ８番（新澤明美君）　６月議会以降、具体的に弁護士とお話をされて、今のは調査の結果ですけど、弁護士さんと３回お話をされたと。それ以外はどなたとお話をされていますか。どんなお話を聞かれているのでしょうか。
 - 議長（新澤良文君）　芦高総務課長。
 - 総務課長（芦高龍也君）　６月以降はですね、先ほど申しました大学の先生にお会いしに行った後、弁護士の、顧問弁護士の先生、あるいはセカンド、あるいはサードの弁護士の先生に資料をお渡しして、内容を精査している最中でございます。その回答がとか、意見が出てきたら、先ほど申しましたように、理事会にお諮りさせていただきまして、また、議会のほうにも逐一報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） ちょっと1つ聞きますけれども。今、あそこに産業廃棄物が埋まっていると。それも汚染土壌、水質というものはっきりしてきたと。違法状態と。汚染された土地ということで間違いないですね。それは、お認められますね。そしたら、県、その今の状態について、県とお話しされましたか。
- 議長（新澤良文君） 東副町長。
- 副町長（東扶美君） ただ今の新澤議員さんからのご質問でございます。6月議会終了後に県の環境政策課のほうには、ご相談のほうに行かせていただきました。これも含めて、まだ、公社の理事会のほうに報告のほうは、まだ、させていただいてませんので、いろいろな、複雑にいろいろありますので、先生、さっき総務課長が申しましたように、セカンドの先生のご意見とかも伺って、それから全て公社の理事会に報告させていただいて、今後の方向性をどうしていくかということを検討させていただきたいと考えております。そののちには、議会のほうにご報告のほうをさせていただきたいと思っております。以上でございます。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8番（新澤明美君） 今、違法状況にあるということをお認めになりますか。ちょっと、はっきり返事聞きたいです。現在。言葉ちょっと、選び方違ってるかもしれないけれども。廃棄物があの中に埋まっていると。廃棄物処理法のその下で土壌も水質も汚染をされているという違法行為がされたという状況が、今、現在、そういう状況であるということ間違いないですね。それは、県は何も言わないんですか。なんて言ってるんですか。何の指導もしないんですか。
- 議長（新澤良文君） 答えれますか。東副町長。
- 副町長（東扶美君） ただ今の新澤議員さんからの質問でございます。兵庫の土地の状況については、6月議会で業務概要書というのを提出させていただいて、ご説明のほうさせていただいたとおりでございます。県等の報告等も含めまして、先ほどの回答のとおりでございます。以上です。
- 議長（新澤良文君） 簡単に言うとね、あそこは産廃の処分場の許可みたいななん下りてないんやから、あそこに産廃があること自体が、もう違法状態だろうということをおっしゃってるんですよ、新澤さん。だから、それを県が知って、何の指導もしてないんかということをおっしゃってるんですよ。そこら辺をね、あやふやにするから勘ぐられるんですよ。山本参事。
- 総括参事（山本修平君） 失礼します。県の廃棄物対策課、それから、環境政策課

のほうに、この件についてはご相談をしております。県の見解といたしましては、行為者が特定できれば、そういった措置命令は可能なんですけども、今回の場合は、その行為者が特定できない。いつ、どこで、誰が、どのようなものを入れたのかということが立証できないので、措置命令は難しいというふうな見解をいただいているところです。以上です。

○議長（新澤良文君） それでいいですか。新澤議員。

○8番（新澤明美君） そしたら、あそこに誰が埋めた、それを立証するのは誰ですか。高取町開発公社ですか、現在の。誰が立証するんですか、それは。

○議長（新澤良文君） 補足で言うとね。あんなところ産廃なんか湧いてくるわけじゃないんやから、誰かが故意に埋めたってことやんか。あそこ産廃の処分場なのか。産廃は埋まったままでいいの。あれを出さなくてもいいってことですかね。そういうこと聞いてんじゃないですか。違法状態っていうのは、そういうことじゃないですか。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今、誰が埋めたか分からないので、措置命令は出せないということですよ。今、その立証責任は開発公社にあるということですか。今の持ち主の開発公社が立証責任を持つということですか。分かんないですか。そしたら、今のあんな埋まった状態のままについて、県としては一切関与しないと、住民が困っていると、土地開発公社も困っていると言ってる中で、県は知らない、それが県の対応ですか。

○議長（新澤良文君） 県の人誰もいてないので、県の対応ですかって言うのは、おかしいことなんですけど、県にということをおっしゃってるんですかというのを。要するに、県に相談行った時に、どういう回答を。その埋めてないっていうことは、今おっしゃったんやけども。そもそも、そこに産廃があること自体に対して、県はどのように言うてはるっていうことじゃないんですか。どけなくちゃいけないもんなんか、産廃法に基づいてね。どかさなきゃいけない物なんか、ほっといても大丈夫な物なんかということ。山本参事。

○総括参事（山本修平君） 失礼します。環境政策課の見解では、その環境基本法、土壌影響に関する法律に基づいて、もし健康被害が確認されているような状況であれば、それから井戸水を下流で常時飲んでおられるようなご家庭がある場合には、その土壌をどっかに持っていくとか、そういった措置が必要になってくるんですけども、現在は、そういう状況にはないのではないかというのが見解です。以上です。

○議長（新澤良文君） 山本参事が県に相談されたことの答弁をされてるってことでいいんですかね。

○総括参事（山本修平君） そうです。

○議長（新澤良文君） 相談された時の回答がそういう。新澤議員。

○8番（新澤明美君） まだまだ、ここ言っても回答は出てこないかなと思いますんで、当然、これだけのものが出て来れば、本当に放っておけないなと思って、私は思っております。地元説明会ですけれども、いろいろ調べてからじゃないと地元説明会できないって言ってますが、いつですか。いつしてくれるんですか。ずっとほっとくんですか。

○議長（新澤良文君） 東副町長。

○副町長（東扶美君） 地元説明会の件についてでございますが、先ほど来、答弁させていただいているとおり、今、関係の先生方のご意見も伺っている中で、まだ最終的な結論を見ていない状況です。それで、公社の理事会に相談を、その報告が出ましたら、今回の件について、公社の理事会で報告なり検討を加えさせていただきまして、そのあと、地元大字の区長さん含めまして、どういった方向で地元理事会を開催させていただくかということもお話をさせていただいたのちに、報告会のほうはさせていただきたいと思っております。町のほうもお金をかけてやってくる事業ですので、報告はさせていただくということは必要と思っておりますので、少し時間がかかっておりまして大変申し訳ございません。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） あのね、これを令和2年ですか、要望書を出してから本当に経ってるんですよね。今、時効の問題もある。実際に出てきたと。その間に米も作っているわけですし。いや本当に、説明会1回やったら終わりという話じゃないですか。これからどうするかということで、本当に何回も会合も開発公社でもお話も必要、何回もしてもらわなくちゃ困りますし、地元でもお話し合いも必要だと思っておりますね。まず、こんな結果出ましたと。皆さんの意見聞かせてもらってっていう、まず、入り口必要じゃないですか。私は早急にすべきやと思っておりますけど。そんな揃ってからって、いつまで経っても揃わないんじゃないですか。先ほど言いましたように、どこが埋めたか分からないからどうしようもないですと。井戸がなかったら掘らなくてもいいんじゃないかみたいなことね。ずっとそんなこと繰り返しててもね、とりあえず今の結果、数字出てますでしょ。あの調査結果を報告に行く。これについてこういう説明を受けましたと。これ今後どう

するか、今から話考えますと。皆さんご意見聞かせてくださいというのでダメですか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 先ほど、ご答弁、副町長以下ご答弁させていただいたとおりでございます。また、6月議会で私から申し上げましたとおり、公社の理事会に諮らせていただき、また、実際に地元の説明につきましても、地元の区長さんから、これ要望書出てきたこととございますので、そこも踏まえまして、適切に対応していきたいと思っております。なかなか出来なくてということとございますが、ご理解いただきましたらと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今後の取り組みですけれども、説明会と同時に、水質、それと、土壌汚染ということがありますので、周辺の調査をやはり早急にしていただきたい。水脈など、横にかなり、どういうふうに流れているか分かりませんので、道を越えて、見佐池のほうの田んぼのほうにとということもあり得ますし、周辺地域の調査を是非ともしていただきたいと。その井戸水、どうのこうのって言うてはりましたが、井戸水、直接飲んでではらへんかもしれませんが、井戸はありますからね。皆さん持ってはりますから。どんな形で井戸を使うと。例えば、動物もいますしね。そんなに簡単に井戸水飲んでないだろうみたいな、そんな話ではないと思っておりますからね。早急に周辺の地域の調査は、私は必要だと思っておりますのでね。そこら辺のお願いをしたいと思っております。それと、よろしいですか。今のことについて回答。

○議長（新澤良文君） 水質なり何なり調査したらどうですかということをおっしゃってるんですけど。どなたがお答えするんですか。中川町長。

○町長（中川裕介君） ただ今のご意見、承っておきます。先ほど言いましたように、今の状況について、専門家の先生方、弁護士の先生方にご相談させていただいて、そこも踏まえまして、今のご提案もでございますので、承りました。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 最後にちょっと、町長、理事長である町長にお願いでございます。この問題につきましても、この土地につきましても、平成7年に11億近くで、裏金で購入をされたという時から始まっておりまして、いろんな経過があるわけですね。ありますね。でも、そういう中で・・・

○議長（新澤良文君） ちょっと止めましょうか。新澤さん。裏金とか、そういうの

Y o u T u b e 出とるからやね、あんまりその適正じゃないと思いますよ。誤解を受けます。

○ 8 番（新澤明美君） すいません。簿外の。いいですか。会計の簿外のお金で買われています。税制上はきちんと税金も払われていたということも分かっているわけですが。今、この開発公社の問題について、いろんな質問されているわけですが、現在、開発公社の中の資料について、私も含めまして、持ち合わせておりません。それで、いろんな質問が出ましても、それがどういう資料に基づいて質問がされているのか分からないことがしばしばあります。あります。それで、もちろん資料の開示ということも含めますけれども、まずは、開発公社の中で、問題提起をしていただき、協議をされた、協議をして、その内容について、理事長が責任を持って議会に報告をしていただく。また、資料も提出をしていただくということを是非していただきたい。そうじゃないと、なかなかその協議に参加ができません。分かりません。資料を持ってない、持ってなくて分かりません。そういう状況がありますので、是非ともその辺のところお願いをして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員の持ち時間が約4分残っております。関連質問がございましたら、お受けいたします。森下議員。

○ 7 番（森下明君） 新澤議員の質問時間をお借りいたしまして、一言申し上げます。参事、県へ行くんやったら、もうちょっとしっかりした情報を持って、県へ相談に行っていたきたい。どこの誰が埋めたか分からんもんには、指導もできない。少なくとも16年間、不法占拠しとった業者以外に、基礎の岩盤の近くまで産廃を埋めれる人間がどこにおるんや。まして、16年間の迷惑料を認めて、高取町に迷惑料を払っている業者ですよ。そういう情報を持ってすれば、誰が埋めたかなんて明らかに、それで説明がつく話じゃないですか。そういう情報も持って県に相談に行っていたかかないと。何のために行っていたか分からない。どうですか、参事。

○議長（新澤良文君） 山本参事

○総括参事（山本修平君） すいません。失礼します。県への相談につきましては、資料も、これまでの経緯の資料も、まとめて持っていたつもりなんですけども、また今後、相談させてもらう時には、もうちょっと詳細な資料も持ち合わせたいので相談に行きたいと思います。

○議長（新澤良文君） 森下議員。

○7番（森下明君）　　そういうことで、しっかり説明をしていただかないと、また県は、Y商事となんか裏でなんかあんのかというふうに勘ぐらざるを得ないような回答をここでしてもらったら困るということです。今後、より慎重にしっかりしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（新澤良文君）　新澤さんの持ち時間が約2分残っております。関連質問がございましたら、お受けいたします。ございませんか。無いようでしたら、これを持ちまして、8番、新澤議員の質問を終わります。ちょっとあれなんで、もうこれは5時からにしようか。5時まで休憩します。延長。申し訳ないけども、5時回りそうなんで、谷本議員の一般質問も残ってますし、私の一般質問の残っておりますしということなんで、延長よろしくお願いします。

午後　4時46分　　休憩

午後　5時01分　　再開

○議長（新澤良文君）　再開いたします。それでは、次に、3番、谷本議員の発言を許します。3番、谷本議員。

〔3番　谷本吉巳君　登壇〕

○3番（谷本吉巳君）　3番、谷本でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。近年の異常気象による風水害や、将来発生が予測される南海トラフ地震などの災害に備えるため、本町においては、どのような防災体制を構築されているのか、お伺いします。近年、風水害が頻発に発生し、特に線状降水帯の影響による土砂災害が数多く起きています。本町においても、6月2日、台風2号の大雨により、清水谷の寺院の法面が崩壊し、土砂が国道169号線に流入し、車1台が巻き込まれる事故や河川の増水による床下浸水、町道や里道の崩壊等が発生しました。被災者の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。また、8月14日には、台風7号の影響により、本町においては、高齢避難指示3が発出されましたが、大きな被害はありませんでした。しかしながら、全国で台風の影響による河川の氾濫や土砂災害等が発生している状況や、将来、南海トラフ地震の発生が予測されることから、高取町において、このような様々な災害に備えるためには、万全の防災体制を確立することが急務であり、重要であると考えます。本町においては、町民の生命、及び財産をあらゆる災害から守り、かつ町民生活の安全を保護することを目的に「高取町地域防災計画」が策定されています。当該計画における次の3点について、お伺いします。

1つ目、防災施策の大綱において、（２）災害に備えた防災体制の確立の項目がありますが、具体的にどのような体制をとられているのか。

2つ目、（３）地域防災力の向上、ア．自主防災組織の育成項目がありますが、どのように育成されるのか。また、町とどのように連携していかれるのか。

3つ目、災害広報・広聴対策の（３）主な広報手段、ア．防災行政無線による伝達の項目がありますが、防災行政無線の使用は、十分に情報が伝わらないことが懸念されることから、戸別受信機を設置するべきであると考えます。

最後に防災計画を策定し、防災体制を確立したとしても、防災訓練を繰り返し行わなければ、有事の際には、各職員が役割を果たすことができないのではと懸念します。5月26日、大震災を想定した職員参集訓練を実施されましたが、どのように評価されたのか。また、今後の防災活動にどのように活かされるのかお伺いいたします。以上です。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 私からは、3番、谷本議員のご質問に回答させていただきます。まず、1つ目の防災施設の大綱においての（２）災害に備えた防災体制に、（２）災害に備えた防災体制の確立の項目がありますが、具体的にどのような体制をとられているのかというご質問ですが、この項目につきましては、6つの項目がございます。具体的に説明を申し上げますと、ア．初動体制の確立につきましては、災害時に応急対応を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制などを整えております。イ．相互応援体制の充実の強化につきましては、県や奈良県広域消防組合と応援要求が迅速に行えるよう、広域的な視点に立った防災体制の整備を図っております。ウ．備蓄物資の充実につきましては、毎年、備蓄物資を供給し、非常時に備えております。エ．災害通信体制の整備につきましては、情報通信施設の強化を行っております。オ．消防組織・装備の充実につきましては、消防団組織をより強固なものにするため、消防団員の育成や消防装備品の整備を行っております。カ．応急救急体制につきましては、奈良県消防広域組合などと連携を行いながら、迅速に救急活動が行えるような体制づくりを行っております。

次に、2つ目、（３）地域防災力の向上。ア．自主防災組織の育成の項目がありますが、どのように育成されるのかというご質問ですが、自主防災組織の育成におきましては、現在、24か大字中、18大字が自主防災組織として活動さ

れております。各自主防災組織内においては、各自で防災意識を高めていただくために、町が主催する防災訓練に参加をしていただいたり、自主防災組織が町に依頼があれば、独自の訓練や防災に関する講師派遣などもさせていただきたいと考えております。昨年度におきましては、上子島自治会や下子島自治会が合同で避難訓練も実施され、あわせて、本町においても、同じタイミングで児童公園において、防災訓練も実施してきました。ほかの自治会においても避難訓練を実施される場合には、情報提供等の支援もさせていただきたいと思っております。

続きまして、3つ目です。災害広報・広聴対策の(3)主な広報手段、ア. 防災無線による伝達の項目がありますが、防災無線の使用は、十分に情報が伝わらないことが懸念されることから、戸別受信機を設置するべきと考えますというご質問ですけれども、現在、本町の災害における情報発信ツールといたしましては、従来から防災行政無線を活用すると同時に、近年では、携帯電話による災害エリアメールやホームページ、LINEなどの通信手段も活用しながら、災害の情報発信を行っております。ご指摘のとおり、他市町村では戸別受信機を設置している市町村もあることから、県下で導入されている市町村のメリット、デメリットも勘案しながら、今後、検討をしてまいりたいと考えます。ただ、谷本議員もご存じのとおり、戸別受信機設置には多額の費用も必要となることから、あわせて、この内容も検討してまいりたいと思っております。

最後にですけれども、職員訓練のご質問ですが、今年度にはじめて、5月26日に大地震を想定した職員の非常参集訓練と災害備品の習熟訓練を実施いたしました。参加した職員からの意見といたしましては、初めて参加した職員が97%、この訓練は役に立つと思われた職員は53%、また、災害習熟訓練を初めて体験した職員が85%、この訓練は役に立ったと思っておられる職員が59%で、非常参集訓練の評価といたしましては、実際に参集する時間を把握することを目的として、今後、災害時の参集で何名の職員が何時間以内に参集できるかということ把握することが出来ました。今後は職員の参集状況についての災害対応に役立てていきたいと考えております。また、災害備品の習熟訓練では、簡易ベッドや簡易トイレ、簡易テントを組むことによって、組み立て時間の把握や組み立て方などを習得することが出来ました。また、7月28日には、これも今年度初めての訓練になりますが、職員による災害対策本部立ち上げ訓練を実施いたしました。この訓練におきましては、実際に災害対策本部を立てたことを想定し、職員の役割分担を明確にするとともに、職員が情報共有できるような仕組みづくりの

訓練を実施いたしました。今後も災害に備えて、訓練を重ねていくことにより、より一層強固な組織になるようにしていきたいと思っております。私からの答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） それでは、再質問、1つずつやっていきたいと思っております。まず、防災体制でございますが、ただ今、課長から6つの項目について説明をいただきました。その中で、職員の配備体制、これについては、地域防災計画において、1号から4号動員ということで、1号動員が約9名、2号動員が約32名になっていますが、この動員数なんですけれども、必要に応じてですね、増員をされるということを検討されているのかという点と、指定緊急避難場所を開設された場合に、各公民館の開設を施設管理者、おそらく区長さんがほとんどだと思うんですけれども、依頼されておりますが、開設の間、職員の方がですね、巡回されたり、情報等の提供をされておられるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（新澤良文君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 職員の災害における初動体制なんですけれども、先ほど、谷本議員がおっしゃったように、1号動員から4号動員まであります。3号動員以降は、災害対策本部が設置されたというような想定で人数配分をしております。1号、2号につきましては、初動体制等、あるいは、2号体制になりましたら、緊急避難場所を設置する際の動員なども含めまして、32名ということで設定させていただいておりますけれども、それは災害の状況に応じて人数を変更したり、人数を減らしたりということで、対応していきたいと考えております。それとですね、2号動員の時に、緊急避難場所を各区長さんをお願いして開けていただいた時の対応につきましては、基本的には区長さんをお願いして連絡を取り合いながら情報共有をしているんですけれども、時間がありましたら職員に各避難所を回ってくれということで、回ってもらったこともありますけれども、基本的には、まだ、その具体的なことも決定してませんので、今後はそういうことも加味しながら、災害対応に行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） 次に、自主防災組織についてでございますが、現在、18大字が設立されておりますが、未組織の大字についてはですね、自治会総会等で総務課長のほうから自主防災組織の結成について、多分依頼とかされてると思うんですけれども、規約の作成等の指導とか、助言をですね、総務課のほうで行って

いただいて、できる限り、24か大字全てにですね、自主防災組織をですね、設立していただくようにすべきではないかと考えますが、課長の見解をお伺いします。

○議長（新澤良文君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。自主防災組織の設立なんですけども、残り6か大字になってるんですけども、毎年ですね、今、谷本議員がおっしゃりますように、自治会の総会であったり、いろんなところで自治会の設立については、ご説明をさせていただいておりますけれども、ただ、大字の事情もございません。いろんな組み方もありますし、最近では区長さんが2年に1回でなくて、1年に1回交代される大字もございまして、なかなか前向いて進まないというのが現状でございます。総務課といたしましては、1つでも多く設立に向けて、啓発も含めてやらせていただいて、資金というか補助金につきましても、自主防災組織を立ち上げるとこういうような補助金が交付されて、こういう活動に使っていただけますということも説明させていただきますので、是非、区長さんからご相談いただいたら、総務課に聞きに行つてということで、啓発を一緒をお願いしていただけたらありがたいと思います。以上です。

○議長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） 自主防災組織につきましては、災害時要援護者の救援活動をはじめ、地域の安全と災害対策において、重要な役割を果たしていただけるということで、24大字全てに設置できるように取り組んでいただきたいというふうに思いますが、戸別受信機の設置についてでございますが、現在、町からの情報伝達手段のひとつとして、防災行政無線を使用しておりますが、非常に聞き取りにくく情報が十分に伝わりませんが、戸別受信機であればですね、情報がクリアに伝達できると思います。財政的な面から、今、課長は検討しますという回答をいただいたわけでございますが、緊急防災対策事業債をですね、充当すれば、7割が交付税措置ということで聞いております。例えばですね、70歳以上の高齢者単独世帯に限定してですね、約240世帯というふうに聞いておりますが、まず、導入していただいて、その後、年次計画等を策定していただいて、2,600世帯完全設置を目指していくべきであると考えますが、課長の見解をお伺いいたします。

○議長（新澤良文君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 貴重な提案ありがとうございます。戸別受信機におきま

しては、約20年前から防災無線の更新をする度に議論にのぼってました。ただし、今、屋外の受信機を使いながら放送はさせていただいておるんですけども、ただ、戸別受信機を導入している市町村の、やはり、メリット、デメリットいろいろあると思います。それも勘案しながらですね、今後、検討をしていきたいなと思います。さらにですね、一気に購入できない場合は、谷本議員が提案していただきましたことも含めて、あわせて、検討をさせていただきたいなと思いますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） 次にですね、職員等の防災訓練なんですが、5月26日の大地震を想定した訓練では、半分以上、53%と59%の職員が役に立つと回答されたとお伺いしましたが、逆に言いますと、47%、41%の職員は、これは役に立っていないというような認識なのか、推測されますが、今後ですね、より多くの職員が有意義であると、役に立ったと認識してもらえるような訓練をすべきであると思いますが、計画はされておりますか。また、職員単独の訓練も必要ですが、町全体の防災訓練も行うべきであると思います。先ほど、上子島、下子島合同の防災訓練実施されたということでございますが、町全体の訓練も実施される計画はありますか。

○議長（新澤良文君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 職員の訓練、及び町全体の訓練のことなんですけども、職員の訓練につきましては、今後ですね、いろんな方法も考えながらですね、同じような訓練になるのがいいのか、プラスバージョンアップさせて訓練を加えていくかというのは、今後、ちょっと、検討していきたいなと思います。今年度初めての訓練でしたので、来年もどういう形でするかというのは、まだ未定ですので、また確定しましたら、議会議員さんの皆さんにもご報告させていただきたいなと思います。それとですね、町独自の防災訓練なんですけども、現在ですね、昨年は自治会の1区の場所でやらせていただきました。今年度につきましては、3区の場所でやらせていただいて、1回、1区・2区・3区ということで、防災訓練を計画させていただいたのちにですね、全体の防災訓練が一番何がいいのかということで検討してまいりたいと思います。ただし、今年度につきましては、全町民に、まだこれから広報とかで周知はしていくんですけども、年が変わりますとですね、リベルテホールのほうで防災講演会を、今、予定をしています。その防災講演会に講師の先生を呼びまして、各大字の区民さんに参加していただ

うと、今、計画を、今年度しておりますので、そんなこともあせて、今後、訓練にはいろいろな形を取り入れながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本吉巳君） 防災訓練は、今、非常に重要でございますので、継続的にですね、実施していただきたいと思ひます。最後にですね、災害はいつ起きるか分かりませんので、いつ発生したとしても万全の対策を講じることができるようにしなければなりません。そのためには、防災訓練を重ねることで、職員がどのように行動すれば与えられた職務を全うできるのか判断いただけるというふうに思ひます。また、ひとたび災害が発生すれば、町の対応だけでは限界がありますので、町の災害対策本部と各大字の自主防災組織が互いに協力し合うことで、被害を最小限に抑えることができると考えます。町が主体となって万全の防災体制が確立できるよう取り組んでいただくことをお願ひいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 谷本議員の質問時間が。ちょっと待ってくださいね。関連質問を受けいたします。21分余っております。森下議員。

○7番（森下明君） 谷本議員の発言時間をお借りいたしまして、防災ということで質問をさせていただきたいと思ひます。去る、8月14日、台風が直撃いたしまして、冒頭の森川議員の質疑の中にもありましたように、8か大字で490戸が停電するという被害が出ました。その中で、本来、災害対策本部であるべき庁舎が停電した。そして、町指定の避難場所であるリベルテホールも停電して、その機能を失ったということでございます。これもうあつてはならんことで、以前からいろんな議員の皆さん方が提言しておられるように、少なくとも、町の管理の建物屋上に太陽光発電ぐらいは設置して、万が一の時の予備電力として蓄える、もちろん避難場所、町の避難場所としてもそうです。今回もリベルテホールに避難された3人の方が、私たちが待機するやすらぎ荘に搬送されて来られて、そこで一晩過ごしていただきました。ということを見ると、町指定の避難場所ということについては、少なくとも、万が一停電の時には、なんとか急場しのげる予備電力を確保する必要があるんじゃないかというふうに思ひますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（新澤良文君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 今、ご質問がありましたとおり、役場庁舎、リベルテホ

ール、今回、停電が起きました。その原因は直接災害とは関係ないんですけども、いっどこでも起こってもおかしくないというような状況の中で、役場本部が停電の対応が取れなかったということについては、大いに反省をさせていただいております。停電のあった後にですね、また総務課内で協議をいたしまして、自家発電をする方法であったり、今後、停電が起きた場合、避難所をどうするかってというようなことも含めて検討をしていっている最中でございます。かなり無停電装置ということで、役場全組織を賄えるような無停電装置は、ちょっと、かなり費用がかかるので、なんとか役場の自家発電なり、無停電装置で対応できるような方法も含めて、今後ですね、検討していきたいなと思っておりますので、またよろしく申し上げます。それとですね、また、避難場所につきましても、リベルテホールで停電になって、緊急にやすらぎ荘のほうへ移動させていただいた住民さんもございます。もう1個は、たかむち小学校の体育館も開けておったんですけども、あこも発電機を持って行って、スポットクーラーも含めて対応をしようかなと思ったんですけども、かなり蒸し暑い日だったので、今後、そういう場所も含めてですね、検討を重ねていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（新澤良文君） 森下議員。

○7番（森下明君） 次に、質問しようと思ってたことが、幸い、今、出ましたので、申し上げます。大きな災害が起きた時に一番有用なのは、大きな、やっぱり体育館。小学校の体育館、あるいは中学校の体育館。残念ながら、今年のような7月・8月に災害が起きた時には、あの場所、空調のないあの場所では、全く機能しないということがもう露呈しました。当然のことです。そこで、どういう方法があるかと言うと、総務省の関係で言うと、防災対策で避難場所、指定避難場所の環境改善。あるいは、教育という方面から行きますと、教育環境の整備。きょうび、もうすごい気温でございまして、35度・36度が当たり前。体育館たるや、もう何度になってるんやと。その中で、空調もないという状況の中で、子どもたちが学習するというのは良いのか。いずれの方法がより高い補助率で施設整備の実現ができるのかということは、検討していただきたいと思います。教育環境の整備ということでは、上手いこといっても50%ぐらい。上手いこといってもですよ。避難場所の環境整備ということになると、一部では、70%近い補助率があるというふうにも聞いております。これはもう、いろんなところから入ってきてる情報でございます。その辺確認していただいて、少しでも良い状況で、

有利な状況で、速やかに対応していただけるように。これは要望して関連の質問を終わりたいと思います。

- 議長（新澤良文君） 谷本議員の持ち時間が約16分残っております。関連の質問がございましたら、お受けいたします。無いようでしたら、これをもちまして、3番、谷本議員の質問を終わります。次の質問者は私になりますので、ここで暫時休憩後の議事運営は、私の質問の間、森川副議長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。暫時休憩。

午後 5時31分 休憩

午後 5時35分 再開

-
- 副議長（森川彰久君） 再開いたします。次に、6番、新澤議員の発言を許します。6番、新澤議員、ご登壇願います。

〔6番 新澤良文君 登壇〕

- 6番（新澤良文君） 皆さんお疲れのところご苦勞様でございます。議長のお許しをいただきましたので、6番、新澤が、防災・災害対策について質問させていただきます。先ほど来、谷本議員の質問であったりだとか、午前中の議員さんにも質問されたわけなんですけども、被ってしまうかも分かりませんねんけども、あえてさせていただきます。近年、異常気象により、全国的に大雨や暴風等、大きな被害が出ています。先日も台風の影響かは分かりませんが、本町でも停電により、約490軒の住民の皆さまにご不便や不安を与えました。そこでお尋ねします。高取町の防災や災害対策は高取町の住民の皆さまをお守りできる体制を整えておられますか。中川町長にお尋ねします。移動困難者の方を災害時に安全に避難していただける体制を考えておられますか。中川町長にお尋ねします。他にも、先ほど申しました、停電、土砂崩れ、川の氾濫等々、どの様に備えを考えておられますか。中川町長にお尋ねいたします。

- 副議長（森川彰久君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

- 総務課長（芦高龍也君） 私からは、6番、新澤議員の質問に回答させていただきます。防災や災害対策は、高取町の住民の皆さまをお守りできる体制を整えているかというご質問ですが、先般の台風時には、議長、副議長、並びに議員の皆さまにご協力賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。さて、質問前段の防災

や災害対策は、高取町の住民の皆さまをお守りできる体制を整えているかという質問なんですけども、現在、台風等が当町に到達する前に担当課を集め、事前打ち合わせ、土のうの在庫確認や避難情報発令や動員の流れ等を確認し、災害発生時に際し準備を行っております。ここ最近では、避難情報発令とともに消防団待機等連絡を行い、緊急時出動できる体制を整えております。一方で、情報伝達、共有の観点から、グループLINEの活用により、動員、災害情報、避難情報等の情報共有をより全体的に、かつ現在の状況把握ができるよう導入しております。また、現在、地域防災計画の見直しを実施しており、現在の状況に即した計画になるように準備を進めております。災害備蓄品につきましても、順次、予算措置をしていただき取り揃えておりますが、不足する点等につきましては、大規模災害に備えた災害協定も締結で補強を行い、有事発生に備えております。今後、一層改善、改良を重ね、より体制の強化に努めてまいります。

次に、停電に関する対応についてですが、先般の台風時、役場を含む近辺が停電により、役場電話が一時不通になる等、ご不便をおかけし申し訳ございませんでした。停電が発生した理由がツルの影響であり、今回の反省点、今後の対応について、関西電力と連絡をとり、今後、起きないように厳しくお伝えして、対応を求めてきたところでございます。また一方で、庁舎停電時の対応といたしまして、停電発生時、すみやかに自家発電に電話機器電源の切り替えを行う流れ、自家発電装置の持続時間、燃料補給の方法の確認、燃料備蓄の実施、非常灯の持続時間の確認を再度確認してきたところでございます。しかしながら、自家発電装置は、防災無線に使用するための非常電源であり、現在、災害用として発電機を6台備えておりますが、あくまでも非常用電源に使用するためであり、本町業務を遂行するに足りる電力ではなく、今後、抜本的に本町における自家発電等の整備が必要であると考えております。私のほうからは以上となります。よろしく申し上げます。

○副議長（森川彰久君） 榊井福祉課長。

〔福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長 榊井貞男君 登壇〕

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） 私からは、新澤議長さまからのご質問の中の、移動困難者の方の災害時に安全に避難していただける体制につきましてのご質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思っております。本町におきましては、今年の8月末時点で、避難行動要支援者名簿を更新させていただきました。この名簿につきましては、平常時に配布する場合は、本

人の同意が必要でございますが、災害が発生する恐れがある場合におきましては、本人の同意がなくとも配布することができるものでございます。台風の接近等、緊急時におきましては、この名簿を各大字の区長の方々に配布させていただきまして、高齢者等避難情報が発令された時の声かけや、安否確認、避難誘導のための活用をお願いしたいと考えているところでございます。この名簿におきましては、要介護3以上の高齢者、重度の障害のある方、一人暮らしの高齢者の方などを掲載しておりますが、この名簿につきましては、住所と氏名に加えまして、要介護や障害等、名簿に掲載されている理由につきましても、あわせて掲載させていただいたところでございます。私からは以上でございます。

○副議長（森川彰久君） 森本事業課長。

〔事業課長 森本修君 登壇〕

○事業課長（森本修君） 事業課の森本です。私のほうからは、防災・災害対策についての土砂崩れ、川の氾濫等についての質問に対し、お答えさせていただきます。皆さまもご存知のとおり、今年度の6月2日、台風7号と2度の大雨が予測される状況がありました。特に6月2日の大雨の際には、町内38か所の被災箇所があり、今回、専決処分にて、5,500万円の補正予算を計上させていただいております。また、高取川、曾我川の一級河川においても、河床の洗堀等の影響により、民地内の陥没があり、奈良県の担当土木事務所に連絡し、対応していただいているところでございます。ご質問の中の、まず、土砂崩れについてですが、令和5年6月2日の豪雨の際にも国道169号清水谷地区において、墓地の法面の土砂が崩壊し、国道が通行止めになるなどの被害がありました。また、町内においても通行止めとなった箇所がありましたが、道路部の崩壊土砂を撤去し、交通開放をしております。先ほど申し上げました国道169号の箇所につきましては、新澤議員の要望活動により、防災対策の一環として、いくらか対策を講じていただけるようになりました。本町としましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されている区域で、かつ民家が立ち並んでいる箇所の対策が必要と考えており、事業主体である奈良県に強く要望していく必要があると考えております。また、川の氾濫等についてですが、昨今の集中豪雨により、降雨量は短時間で急激に水量が増大する傾向にあり、この雨量を考慮した水路、及び河川の断面を拡幅するには、限界があります。本町の地形は大部分が山林で、降雨時には山林からの雨水が下流域の住居地に流れてまいります。今後、森林の担当部局と協議を行い、ため池等に降雨時の雨量を一時的に貯留する手法を地元

関係者の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（森川彰久君） 中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 6番、新澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。高取町の防災・災害対策でございます。6月2日の豪雨、また、8月14日、15日の台風7号の際につきまして、議長、並びに副議長、議員各位に役場での待機をしていただいたり、被災場所へ出動していただいたり、お問い合わせをしていただいたり、ご心配をおかけいたしました。またあわせまして、お氣遣いをいただきまして感謝いたします。改めて御礼申し上げます。台風7号では、先ほどからお話でございますように役場周辺が停電しまして、役場の電話回線が一時的に不通になり、リベルテ等でも不具合が生じました。ご迷惑をおかけいたしましたお詫び申し上げます。それと、台風7号通過後でございますが、8月16日に新澤議長より防災につきまして、様々な貴重なご提案をいただきました。改めてありがとうございます。それでですね、まず先ほど、担当課長のほうからご答弁をさせていただきました。まず、今年度から、ちょっと、災害への備えを見直しをさせていただいたところでございます。大雨の発生、また、台風等の接近が想定される場合ですけれども、天候が悪化する前に、天候が悪化する前に、事前に私も含めまして関係職員により打ち合わせを行わせていただいているところでございます。また、大雨、台風が通過後、その時の備えや復旧対応などの情報共有とあわせまして、次の災害への備えのために反省、簡単に言いますと反省会をさせていただいて、次に備えをさせていただいている次第でございます。それともう1つ、大雨等の警報が発令された場合、災害への備えとして、1号動員体制を作らせていただいているんですが、その中に事業課、また、総務課などの職員に加えまして、私はじめ副町長、教育長も参集いたしまして、執行部自ら町民の皆さんの安全・安心を守る心構えをいっそう強くさせていただいているところでございます。様々な災害への対応は多種多様で広範囲に及びます。現在の災害に対する備えには、まだまだ十分と言いますか、不十分だと思っております。今後、それぞれの対応に不具合が生じた場合、その都度直ちに見直しできることは直ちに実行させていただき、また、時間を要することや多額の費用が必要な場合には、優先順位をつけて、計画を立てて、改善、充実することするとともに、あわせまして、議員の皆さまや自治会、自主防災組織、民生委員などの町民の皆さんのご

意見を伺いながら、さらに、町民の皆さんのご理解、また、ご協力をお願いしながら、自助共助の考えに基づき、少しずつ分かりませんが、災害に強いまちづくりを着実に進めさせていただきたいと思っております。ご質問ありがとうございました。

○副議長（森川彰久君） それでは、再質問をお受けいたします。新澤議員。

○6番（新澤良文君） 再質問をさせていただきます。先日のね、その台風の時、僕事前にその対策会議か、対策本部会議の時に、中に入れろって言って、やいやい言うたんですけどね。それは叶わずに、あつたんですけど。その時も申し上げたのが、停電になったらどうすんねん。移動困難者はどうすんねんっていうこと言うていたら、何時間後に停電になって、あたふたしたわけなんやけども。そもそもね、その災害対策本部の中で、そんな議論もされてないっていうことが不思議で、大雨や台風やって言うんであれば、どういうことが想定されるかって言うと、まず考えるじゃないですか。僕は何で台風や災害の度にここ詰めるかって言うと、自分らに任せてられへんからよ。この町民の命を。そんなとこも気付かないやから。そうでしょう。停電なったらどないする。僕、一番びっくりしたのが、停電になってからみんな懐中電灯に電池入れだした。今やるんかいみたいな。電池入れっぱなしだったら、いろんな不具合が起こるのか知らないけども。台風来るって、災害来るっていう時にそういう備えっていうのは、やっておくべきでしょう。停電なってから慌てて乾電池を懐中電灯の中に電池を入れ出すと。こいつら考えられんなって思いながら、僕見てましたよ。それで、災害危機管理士ですか、そんな人らとも議論もさせていただきましたけどもね。まずは、この災害対策本部の会議の中にね、職員の中だけでやってきたんかもしれへんけども、もうこんな時代ですよ。何かあれば、例えばね、移動困難者の人たちどうするんですかとお尋ねしたら、いや、それはもう、自治会の人らに協力していただきながらって言うわけでしょう。それならば、もうそんな手柄取りでも何でもなし、その会議の中が混乱するかもしれへんけども、自治会の役員さんに入ってもらったりだとか。あの時は言うてました、過去最大級の台風。そんな大したことはなかったんやけど、結局は。だけど、それぐらいの備えをして、自治会から代表で来てもらう、あるいは、議会から担当課、あるいは、僕なり、その役人の人に来ていただくとか、いろんな意見をあれしながらやね、町民の命、人の命を守っていくという、こういう体制作りが大事だと思います。これどう思われますか。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長

○総務課長（芦高龍也君） 今、ご質問のあった内容そのもの、当たり前なことだと感じております。その現場に私ら、議長もおったわけなんですけども、言われてたことは、全てそういう形になっておったと。だから、我々も全然その状況が見えてなかったなっていうことで、強く反省しております。今後はですね、また、そういう会議をする時には、大字の自治会の区長さんをはじめですね、議員さんとも情報を共有しながら、僕らがまだ見落としているようなことも含めて、意見が出していただけるような体制づくりをこしらえていけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 本当にびっくりするんですよ、いつも。こいつらほんまに気回らん奴らやなど。職員って、あまり、役場職員も皆頑張ってくれてる。特に、事業課なんかね、雨の中カップ着てやね、現場行っていただいて、頑張っていたのにね、あんまり言いたかないんやけども。そもそも、その執行部の考えがね、たるい。本当に。先ほど来、話がありましたけどもね、停電になった時どうすんねんと。これ僕言いましたよね、あの時も。これ停電なって、小学生や小さな子どもたちや、あるいは、病気を持っているね、体が、健康状態が悪い方だとか、そんな方の熱中症対策どうすんねやって。あの時、たかむち小学校を最悪、解放させていただきますというようなことで対応しとったけども。1個、1個、行こう。まず、停電どれぐらいした。役場庁舎。一時的にっていうことで流そうとしとったけども、一時的ではないよね。あの間ずっと電話も止まってるということもあったし、まず、どれぐらいの時間停電、庁舎内しとったん。もう答えは俺持ってるけども、お尋ねします。

○副議長（森川彰久君） 芦高総務課長

○総務課長（芦高龍也君） 私、答え持ってないんですけども、確か2時間以上は停電してたと記憶しております。その間ですね、どうしたものかということで、関電とかにも連絡しましたが、即対応していただけなかったということは、事実でございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 2時間以上やとったんですよ。これでね、停電になった時、僕、停電になって一番先に職員に言ったのが、とりあえず先に信号行けと。僕も行きましたけども。停電なったら信号も止まるんですよ。そうなった時、高取町の町民ももちろんですけども、高取町を通行しているドライバーまで心配だとい

うことで、僕も信号も回らせていただきましたけどね。あれ回ってる期間で、時間帯で、その信号でしょ。それから4か所か。4か所停電になっとった。それで、線路も見に行った。線路は何とか停電にならずに済んだんですけどね。4か所停電になった中で、あれ警察の人がね、誘導していただいたとったの、あれ2名ぐらいしか来ていただいてなかったと思います。だから、役場の前など、僕らの兵庫の交差点からずっと上がってきたんやけどね。兵庫の交差点に誰もいてない。真っ暗な状態ですよ。こんな状態でね。だから、そもそも、停電なるっていうことなんか想定外なんやけども、想定外のことも予測して、ある程度備えて対応しないと、こういうことってダメじゃないですか。それをね、そういう、そもそも考え方っていうのが甘いというのがあって、ちょっと、福祉課長もあの時もちょっと僕怒りましたけども。福祉課長、先ほど名簿っていうことをおっしゃったけれども。名簿来ましたらね、移動困難者のリスト挙げると、各大字の区長らに配れって言うて、配ったところ、もう7、8年前に亡くなった人の名前までズラッと。これなんやねんというのが来て、だいぶ叱責もしたんやけども、あれはどういったことでこうなってるんですか。福祉課長。

○副議長（森川彰久君） 榊井福祉課長

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） ただ今ご指摘のありました避難行動要支援者の名簿でございます。お亡くなりになられた方も含まれておったということで、大変ご迷惑をかけました。各区長の皆さま方には、大変ご迷惑をおかけいたしまして、大変今でも申し上げなかったというふうに考えているところでございます。この名簿の更新がなされてなかったということにつきましては、ひとえに私をはじめとする福祉課の管理職の監督不行き届きによるものでございます。本来でしたら、私のほうから担当の職員に対しまして、名簿の更新をしているのかどうかという確認であるとか、あるいは、名簿の更新をしなさいというふうに私が指示すべきところ、十分できてなかったということで、ひとえに、これは私の責任でございます。大変申し訳ございませんでした。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。停電に対する信号対策の答弁はいいんですか。停電に対する信号対策。芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 当時の停電の時の対応につきましては、議長をはじめ、事業課の職員と現場を見に行っていたしまして、状況を把握しました。その時にですね、まず、電車につきましては、近鉄さんが対応するというので、大事には至らなかったんですけども、信号が、今、先ほどお話がありましたように、

4機止まっているという話の中で、警察のほうに即対応してくれということでは申しました。一応、その間ですね、安全対策も取りながらしたわけなんですけども、ちょっと職員を配置することが、ちょっとできなかったのも、今後はですね、またその辺は、警察とも共有しながら、即対応していただけるようにやっていきたいなと思っております。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 信号からいきます。まずね、この信号。例えばですよ、信号がその電気が止まって、信号があれしてしまうという時に、警察にお任せすることなんやけども。今回のケースのようにね、警察の、いうたら手が足りないような状況の中でね、行政としては、信号が消えてしまった時は、対策っていうのは考えておられるんですか、常日頃から。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長

○総務課長（芦高龍也君） 信号が止まった時の対策っていうのは、実際考えておりません。ただし、交通整理、今まで、よく農免とかでやってる部分については、現場の職員が行かすんですけども、ちょっと信号機につきましては、なかなか、ちょっと警察の領域かなということ、なかなか行政が動いてなかったっていうのは実状です。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 警察の領域やから警察にお任せしなしてあってもね、警察かって手も足らん。だから、警察に頼んで、警察の仕事やからって警察に任しとったらええねんと。僕ら何もしなかって大丈夫やってなわけにはいかない。だから、町民の命を守る体制っていうこと、そういうことも言ってるわけよ。だから、その信号機が停止してしまったら、法的にどうかも知らないけども、一方通行にするようなこともできるんかどうなのかっていうことも、そういうことも常に日頃、警察にも法的なことも聞きながらね、行政としてできる対策っていうのを考えといてもらわないと。これも強く要望してきますよ。それで、榊井課長の更新の話やけどね。これ亡くなった人のことであればね、大字区長なら分かるからいいと思うんですよ。更新してないということは、亡くなった人は省いてない。逆に言うと、新たにそういった移動困難になった人のことは、リストに入れてないってことなんじゃないですか。実際入れてなかったんやけど。これリストに入れてない人間はどうやって把握してるんや言ったら、ちゃんと把握してますって言っとったけど、把握しようがないやろ。リストに入れてないんやから。これは

どうなんですか。

○副議長（森川彰久君） 榊井福祉課長

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） 確かに、ご指摘のとおりでございます。新たにですね、対象者になられた方を加えないと、やはり、名簿としての意義がなくなってしまうので、これにつきましては、大変、結果的にそういった方々が、新規で対象になった方が入ってなかったということでございますので、早速、その後におきまして、遅ればせながらでございますが、そういった方々も追加して、名簿を8月末時点でお作りをさせていただきました。本来、こういうことはあってはならないというふうに認識はしておりますので、今後、また漏れのないようにさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） だから、皆さん一般質問の事前通告で、もう谷本こんだけ細かく質問入れてるんやから、もう新澤ええやないかっていうようなことになってくるんかもしれないですけどもね、違うんですよ中身は。こんなことが起きてるんですよ。だから、福祉課長もね、僕もあんまりしつこくは言いたくないんやけども、誰がどのようにしなければいけないのか。そうでしょ。簡単なことやんか。亡くなったら削除して、新たにそうやって要介護認定されたりだとか、そういう人がいらっしゃれば、加えるっていうだけのこと。こういう作業、誰がどのようにするようになってるんですか。福祉課の中で、担当なりなんなり、もう名前を言わなきゃ、名前を言わんでもいいんやけども、きちんとそれは、担当課の中でね、役割分担ができとって、ほんまはしやんなあかん仕事やけども、それが怠っていたもんなのか。本来そんなところまで頭が回っていなかった。これどっち。

○副議長（森川彰久君） 榊井課長。

○福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（榊井貞男君） この名簿につきましては、担当者も決めておりました。本来すべき者ができてなかったということで、まさにご指摘のとおりでございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） だからね、そんなことで、あってはならないことじゃないですか。けどもね、課長ね、担当者決めとったから担当者がやらなかった、担当者が悪いんですっていうわけにもいかない。あんた課長やねんから。定期的に、毎月、毎月とは言わないけども、3か月に1回、半年に1回。たかが24か大字

しかないんやから。リストちゃんと提出さして目を通す。リストちゃんと提出させて目を通してても分からないかもしれないけども、そういう行為自体がね、ちゃんと仕事してるかどうかっていうことに結びつくんやから。言うてる意味分かるよね。だからね、そういうこともきちんと。担当課やらんかったから担当課の責任ですってなわけじゃないよということをお願いわけですよ。だからね、僕らもリストをもらってね、兵庫の副議長もそうですけども、これ何人死んだるんやみたいなの。あっちこっちから電話ありましたよ、区長さんから。これ議長なに言うて。こんなんおれへんがなもう言うて。そんなことやからね、本来ならそういった形でね、移動困難者、普段はそういう方たちの名簿っていうのは、やっぱり秘密保護っていう観点からね、僕らもう分からない部分はあるんから。けども、緊急事態ということで出してもらったわけじゃないですか。そのリストがあんなずさんなリストであれば意味がないし。でしょ。だからそこら辺は、これを教訓にね、きちんと仕事をしていただく。また、チェックをしていただく。コロナのワクチンの時にもう皆散々痛い目してるやんか。そうやろ。ちゃんと持ち場持ち場で仕事する。上の者はチェックをするということ。これが怠ったから、うちワクチンでヘタうったんやろ。3,000人からに。そんなことは無いようにということで、そんなことを言うわけですよ。同じことじゃないですか。現場の職員がどうやこやって。ちゃんと上のほうもチェックせえよと。管理せえよっていう話ですよ。それを踏まえてね、これ大字区長さんらにお願いするわけでしょう。もう役場の職員じゃ、これ移動困難者の人ら、事前にね、移動させられないんやから。であるならばね、やっぱり、自治会の区長さん、あるいは役員の人ら、あるいはその地域、地域の民生委員等々、そういった方たちと連携しながらやね、やっぱり、町民の命、1人も亡くすことなく、この災害では亡くすことなくという意気込みが全然見れないよ。だから僕も、その前回の対応の時でも、自分らにやいやい言うて強く叱責しました。パワハラやって訴えられたら、もうバッチほかさされるかも分からないぐらいの叱責はしましたよ。お前ら嘗めとんか言うて、言いましたよ。分かっているからですよ。自分ら職員に任しとったら、もうらちあかん、そこまで気回らんなって思ったから。だから、俺入れろと。対策会議に入れろって言って、強く言ったんですよ。その後ね、いざ停電でしょ。リスト挙げて来い言うたら、あんなリストじゃないですか。だから、もうちょっとね、やっぱり、それぞれの、もう簡単な話、もう自分の身内、我がことのように町民の人に対して接する。もうこれワクチンの時も一緒。災害の時も一緒。常日頃の

職務の時も一緒。そういう気持ちで、やっぱり、職務に従ってほしいと思いますよ。これ町長どうですか。

○副議長（森川彰久君） 中川町長

○町長（中川裕介君） 先ほど、私から答弁をさせていただいたとおりです。台風7号の時の停電、また、移動困難者リストにつきまして、本当に皆さんにご迷惑かけました。それと事前の打ち合わせ、これはあくまでも事務的なことの打ち合わせを私も含めてさせていただいているとおりでございます。今、先ほど答弁させていただきまして、やっぱり、不具合っていうのが無いようには心がけていきますけども、その度、その度でいろいろ出てくると思います。それにつけて、次にどういう形で、それを教訓といたしまして、対応させていただきたいというふうに思っております。また、あとひと月ほど、これかなり暑いですので、台風また発生するかも分かりません。また、それともう1つは、地震の場合は、もういきなりやってまいります。そういうことを踏まえまして、やれるところから順次、計画的に進めさせていただいて、またその都度、皆さん、先ほど答弁させていただきましたように、議員の皆さま、また、自治会の役員の皆さん、民生委員の皆さんも、自主防災組織の皆さまにご意見を伺いながら、進めさせていただきたいと思っております。今年度、たまたま、あまり大きな被害は、里道・水路に人的な被害はなかって良かったんですけど、肝に銘じまして、しっかり町民の皆さんの安全・安心を守っていききたいというふうに改めて認識している次第でございます。何とぞ、またいろいろご指摘、またアドバイス、またご提案いただきましたらと思っております。以上でございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 本当にいたって簡単なことでね。本当にみんなそれぞれの心持ちやと思うんですよ。だから、いや、心がないって言ってるわけじゃないんですよ。ただもう、仕事と捉えずに、本当に家族やと思ってね、やっぱり接しているかな。こんなちっちゃな町じゃないですか。もう、町民の皆さんの、一人一人の顔が浮かぶような町じゃないですか。そんな何万人、何十万人っていうところであればね、そういったことも、そんな、それでもあかんのですよ。こんな、もうたかが6,000人ぐらいのやね、ちっちゃな町でやね、何をやっとなんやっていう話で、本当にもっと自分の家族や思って、自分の身内やと思ってやね、もっと心根をね、しっかり持っていただいて、仕事をしていただきたい。やってくれてるんですよ。もう本当に、森本課長なんかいつも無理ばかり言うてね、事業

課カップ着て走りまわすけども。僕が暴走する時もあるんやけども、備えあれば憂いなしって言葉は昔からあります。そういうことなんですよ。備えあれば憂いなし。大げさにやって失敗してもいいじゃないですか。その例が、一番思ったのはね、避難所ですよ。今回のその会議の中でね、会議上がってきて、避難所、今回は3つか、4つか、ぐらい指定しようと思ってますねんみたいなこと課長言うから、お前何を言うとなやと。全部の区長に頼まんかいやって言ったら、いや何もなかった時怒られるんですわって。そんな時、怒られてもええやないかいと。そんなこと言うとして、だから、その地元、地元で避難所があるんやからね、開けさせろ、区長に言うてって。そんな問答もあったんやけどね。そんなこと考えとったらあかんよ。それはそれで、あの時何箇所やったっけな。リベルテホール、小学校、いくせいと4か所、そんなんで何かあった時にね、避難所まで行けませんよ。高齢者も、ほとんど高齢者じゃないですか。高取町なんか。とりあえず、一時避難所である地元の集会所なり、公民館なり、安全な場所に行っていていただく。そんな中で、ここ危ないとなればやね、またそこはそこで次回なり、自治会と役場が連携して、確実に安全な場所に移動していただく。こういう訓練を僕はしやんなあかんと思ってますよ。だから、この前、もうあんまりそんな批判ばかりしたかないんやけども、児童公園で車の中のこんな警察のデモンストレーション見させていただきました。もう楽しかったです。それはそれで。そういうことじゃないと思うんですよ、避難訓練なんか。先ほど、谷本議員もおっしゃってましたけども、本当にその地元の公民館から第二次避難所っていうのかな、大きな避難所、どういった経路で運ぶんかとか。危険地域を回避しながらどう運ぶんだとか。こういった本当に、地に足をついたような訓練をしなきゃ、こんなパフォーマンスの訓練ばかりしとってても意味ないと思いませんか。課長どう思いますか。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 今、新澤議員がおっしゃるとおりでございまして、訓練にはいろいろな種類がありまして、見せる訓練もあれば、自分で自ら動いて行う訓練もあるということで、やっぱり動かんと分からへん訓練もあるので、今後は、それもあわせながら、学んでいってもらいたいなというふうにちょっと思ってますんで、いろんな内容もこれからまた組み立てますんで、それも参考にしながらやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 本当にそういった訓練ね、本当の訓練をやってほしいなと思

います。これも強く要望しておきます。それでね、先ほど来、危険区域、土砂っていうこともございましたけどもね、この土砂、あるいは氾濫地域、氾濫の河川のチェック、だいたい僕ね、災害の時に、大雨等々、台風の時にね、町内を回らせていただくんですけども、回ったらいきたい、うちの町のね、弱点ってだいたい分かってくるんですよ。これ曾我川っていうのは危ないなと。大雨になったら危ないな。例えばですよ。だとかね。土砂もそうですよ。農免道路なんかはね、本当に悪徳業者の土砂が積まれとって、それがいつ崩れてくるか分からないような状況でございます。そんなことであつたりとか、やっぱり、町の弱点、弱点っていうのもう役場の職員でね、特に総務課なんか一番把握してるわけじゃないですか。そういうところもやね、危険区域、例えば、大雨の時はこの道路は使ったらあかんと。避難する時はこの道路。そういうことを町民の人にね、常に日頃から分かっていただく。だから、一時避難所、例えば、丹生谷やったら丹生谷公民館行っていただいて、それでもあかん、それでも危ないという時は、うちだったら育成小学校のあこら辺になるのかな。避難所まではこのルートで来て下さいよとか。リベルテまではこのルートを来て下さいよとか。大字、大字でそういうことをやってもやね、たかが24か大字じゃないじゃないですか。そうでしょう。そういった常日頃からの備えっていうのは、そういうとこやと思うんですよ。どうですか。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。ちょっと質問を絞っていただけたらと思いますんでね。

○6番（新澤良文君） だからね、そのね、絞ってますよ。だから、その大雨の時にね、避難経路、土砂崩れ。分かってるやろ、この質問内容。分かってるよね。

○副議長（森川彰久君） 避難経路やね。

○6番（新澤良文君） だからその、課長は分かってますよ。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） すいません。今、質問にありましたようにね、避難経路、これは何年か前に、大字の区長さん出ていただいて、地図に落としてやりました。そういうようなことを我々も把握するし、大字の皆さんも把握することによって、いち早くね、ここに逃げようっていうような形でいけるんじゃないかなと思いますんでね、一緒にね、これはもう村の人と話しながら、来年も一応やる予定はしてるんでね、おおいに参加していただいて、皆さんにも勉強していただきたいなと。我々ももちろん、職員も勉強します。ほんで、先ほど言ったように、1号

動員かかった時には、まちづくり課であったり、事業課の職員さんが、今、議長がおっしゃられた危険箇所っていうのは、もう把握できてますんで、いち早くいつも行っていただいております。また、それに増してですね、土のう持って行かんなんなり、そういうような状況もありましたら、今後、それにプラスアルファで人を動員かけながら、対策を練っていきたいなと思ってますんで、またよろしく。また意見がありましたら、おっしゃっていただいたら、また対応していききたいなと思います。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） そうです。そういうことでね、もう意見は言いますよ。これはもう口うるさく、嫌われようがなにしようが言うんですけどもね。まず1点、絶対やっちゃいけない、これ何とかしなきゃいけないっていうのが、役場の電話止めるようなこと絶対したらあかんと思いますよ。これ2時間ぐらい、これ役場に町内の人だったりだとか、あるいは警察、消防、電話しても繋がらない状況を作ったわけでしょ。これ何とかできないですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長。

○6番（新澤良文君） 停電なったときはやね。衛星電話でもあるわな。衛星電話でも20万ぐらいのこっちゃ。しれたるよ、そんなもん。

○副議長（森川彰久君） まず答弁。芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 電話機の停電につきましては、ちょっと我々も気が付かんかったんですけども、無停電装置に電話機を繋げれば、即繋がったんです。だから、それが我々の認識不足だったっていうのが、今回の大きな反省点です。それとですね、無停電装置の時間がですね、切れる状態をどう回避するかという問題もあるんですけども、今後はですね、今、おっしゃられた衛星電話とかもね、導入しながら対応していききたいなと思います。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） ちょっと今、驚愕したんやけども。ということはね、何を言いたかというと、停電も想定しとったら、そういうことも頭の片隅にはあったわけじゃないですか。僕、局長に言われましたよ。停電したらどないすんねんって怒ったらほんまに停電したから、議長どっか線切ってきたんちがうのって言われましたけども、そういうことあり得るわけよ。だから、いろんなことを想定しながらね、やらないと。いや、ちょっと失敗しましてんじゃ通らないんよ。行政というのは。そうでしょ。だから、僕は言葉悪いけども、いや自分らに任せてられ

へんから役場に来んねんっていうのは、そういうとこなんよ。気が利かないじゃないですか。そういうところ。だからね、そのいろんなことを想定しながらね、やっぱり、そのいろんな領域も侵しながら、警察も消防も関係ないですよ。もう町民の人の命を守るんだったら、いやいや警察の領域ですもん、消防の領域ですもん、これどうでもいい話で、警察の領域であるか、消防の領域だろうが、自治会の領域だろうが、侵しまくったらいいんよ。そんなもん。と僕は思ってますよ。そういった決断、実行力、現場の判断って絶対大事だと思いますよ。東日本大震災見てください。阪神淡路大震災見てください。やっぱり、現場、現場で、やっぱりそうやって決断力、そういった勇気を持った人らは助かってる地域もあるわけじゃないですか。そうでしょ。だからね、そういったことも想定しながら、まずは一番に町民の人のことをね、もっともっと、じゃあもうね、思っていないと言いたくないんやけどね、我がことのようにね、思っていたきたい。職員の人には。僕そやからいつも年末年始の時にね、挨拶させてもらう時いつも言うじゃないですか。自分ら職員の雇主は町長や副町長違うでと。町民やでって。その気持ちで仕事やってくださいって言うじゃないですか。年始の挨拶の時も。そういうことなんですよ。だから町民目線でね。だからその議会や理事者の領域もね、こんなもんでもいい話ですよ。僕らね、町民に一番近いところで仕事させてもらってるんですよ。議会議員っていうのは。だから、職員の君たちよりも町民の声っていうのは、いらんほど聞こえてるんよ。聞こえすぎていらん質問するから、自分らめんどくさいと思うかもしれへんけども、面倒くさいと思わんと聞かなあかんよ、やっぱり。俺ら一番やっぱり、中で、間入って町民の声吸い上げて、自分らに言うわけやから。そやろ。そういう町会議員と職員の領域もこんなもんでもいい話。手柄でもパフォーマンスでもどう思われようが。俺そやからいつも思ってるよ。災害や台風の時、新澤また役場行ってパフォーマンスしとるなど思ってる奴は思ってるよ。どないでも思わせとけよ。それにおいてね、ちょっとでも、自分が気付かんことでも俺気付くかもしれん。自分ら動かれへんところ俺動けるかもしれへん。というところで、ちょっとでも役に立ったら良いわと思って俺は来るわけや。議長なる前から来てるよ、そやから。そんなこともある。そういうことやからね、やっぱり、そういう領域っていうのは、どうでもいい話で、まずは町民の方の生命、身体、財産を守る。これ一番に考えて仕事してほしい。

○副議長（森川彰久君） 要望ですな。

○6番（新澤良文君） これは要望で。あと何分あんの。

○副議長（森川彰久君） あと7分。

○6番（新澤良文君） ほんだら後7分喋れんねんけどもね。先ほど来ね、森下委員長もおっしゃっていた体育館のクーラーの問題ですよ。こんな田野瀬代議士が文科省の政務官やったっけ、やられてた時に、僕は東京行った時に、田野瀬代議員おっしゃってたんですよ。いや議長、どこどこの自治体来てる、どこどこが来てるんですよと。高取町も是非、体育館にクーラー付けましょうよと。避難所ということでいけるんですよと。代議士のほうから提案いただいた、その時は。これ僕、まだ植村町長の時、何回も何回も一般質問させてもらった。新澤さんもされとったでしょう。僕の聞こえてるような範囲では。また、森下委員長もされとったと。提案しても提案してもやね、聞いておくだけで全然進まなかったじゃないですか。所帯というのは一つやから、何にお金使うかっていうところでもということもあるかもしれんけども、今、一番、俺は大事やと思うな。この避難所の、この整備というのは、ここを一番やとけば、何かあった時、いろんなことに使える。また、常日頃の、先ほど野口議員の一般質問もあったけども、町民の憩いの場等々の空調設備がやとったらやね、じゃあ暑いから使わんところじゃないやん。あこは空調設備あれしてる、ちょっと使用料もかかるかもしれへんけども、じゃあ、あこ使おかということになってくるわけやし、さっきからその熱中症、暑さ対策ということを町長もおっしゃってたけども、これからは寒さ対策も出てきますよ。これから寒い時の災害。暑さ寒さもそうですよ。そういうとこ考えてやっていかないと。今、本当にその避難所の整備っていうのは、一番僕は大事だと思いますよ。ここをちゃんと押さえとけば、でしょ。いろんなことができるわけやから。そこはもう強く強く。いつも議会の度にいろんな議員が言うんかもしれへんけども、これはもう強く強く言わせていただきます。それでもう1つ、真似するようで申し訳ないんやけどもね。森下委員長もおっしゃってましたけども、自家発電。ちょうど給食センターができる時、川西町でしたっけ。川西町の給食センター見に行った。川西町の給食センターを真似してね、うちの給食センター、オール電化みたいな感じで作ったんやけども。川西町は学校の横のところにも、上のところにも、ソーラーパネルをやってね、今日はなんぼ発電しましたみたいなこと出てるわけよ。うちはソーラーも何も無い。お金かかるんかもしれんけども、この費用対効果とか、そんなこと言うてられへんわけよ。あの時ちゃんと僕ら議会からもいろんな議員が言いましたよ。ソーラー付けたらええやんかと。土地も、周り安い土地あんねんから、もう買ってでも、借りてでもして、やとけ

ばね、いろんなこと転用できるわけやんか。炊き出しもできる、なんかあった時に。蓄電置いとったらね、電力も貯めれるというのもできるわけやんか。じゃあ、今後はね、やっぱそういったソーラーなり、何なりということで、そういうこと考えていかなあかん。庁舎の上にソーラー貼るであるとか、イメージ。お金はかかるかもしれんけども。お金かかる以上にね、やっぱり一番は、やっぱり町民の皆さんの安心・安全ということ。そして、この役場機能っていうのも、さっき森下委員長言っとったけども、こんなところが機能して無いのとんでもない。さっきの電話の粗相っていうのもびっくりしてるけども、これはあえてもう言えへんけど。そんなところね、やっぱり常日頃ですよ。ここも対策本部やねんからやね。ここなんかになった場合は、どこに対策本部持っていくっていうぐらいのことをイメージしとかなないとダメだと思うんですよ。そんなイメージあるんですか。この役場の庁舎が、役場機能が全てダメになった場合は、役場の機能をどっかに移してということは考えておられるんですか。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員 2分40秒です。芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） 機能の強化につきましては、大きくすることは考えてないんですけども、本部自身をどうするかっていうことは、考えております。ただ、その場所がどういう状況か分からへんけども、ここがダメならっていうようなことで、例えば、リベルテホールであったりということぐらいは考えておるんですけども、全体がダメになった時の強化というのは、ちょっと、今のところ考えてません。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） 役場が機能できなかったからリベルテホールで、直撃で役場が何かになった場合は別やけど、こんな近いところで意味ないじゃないの。同じこの地域であればね、高取町のもうちょっと端っこのほうであるとか。あるいはね、平坦なところ、山間部だったりとか。いろんなイメージをやっとかないと、役場機能がダメやった場合は、対策本部会議をどこに移動すると。こっからリベルテなんかすぐ近くじゃないですか。これ要望しておくけども、これは要望でいいけども、そんなイメージもやっといてほしい。何が起きるか分からないっていうことをね、やっといてほしいと思いますよ。それとね、その先ほど言っとったね、やっぱり、その避難所の管理。これちょっと、今までね、何回も何回もいろんな議員が質問してる、僕自身がやってる、これはそんな、例えばですよ、高取町の役場の上にソーラーパネルを貼ってしたらいくらかかるであるとか、そうい

うイメージはされたことあるんですか。

○副議長（森川彰久君） 芦高課長。

○総務課長（芦高龍也君） お金の計算はしてないんですけども、そういう乗せたら、乗せれることは可能かどうかというようなことを、業者が来て話しされたことは記憶にございます。かなり、でもパネルの場合は、7、8年前ぐらいの話だったと思うんで、最近はないんですけども、電気がよう売れると言った時に、営業で来られた時に、役場機能のところに乗せられますよというようにお話は聞かせてもらいました。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。

○6番（新澤良文君） もう今、売電なんかもう時代じゃないですよ。今もうソーラーなんかどないするか言うたら、工場であったり、自家発電、例えば、自分ここで使う電力は自分このソーラーだとか、そんなんで補っていきこうっていう営業をみんなされてます。今、ソーラー屋さん。そんなん7、8年前。だから、自分らはすぐお金お金言うんやろ。お金も高いですから。先ほど谷本議員の質問であったけども、戸別放送だったっけ。あんなんでも、僕いつも広陵の友達とこ行ったりね、葛城市の友達とこ行ったらびっくりする時あるんよ。明日の老人会は何時何時ですっていうところまで、戸別放送やってくれるんやけども。ある意味良いよなって、間違いなく聞こえるやん。マンションであろうが何であろうが。そんなんも戸別放送やったらいくらかかるとかいうことも、お金のそういう見積もりもしてないわけやろ。やってんの。それはええわ、置いといて、そのソーラーでもそうやん。やっぱ、お金かかるって言うんであればね、これどんなものかなと。見積もりなんかタダやんか。自分とこあれしたけども、3件くらい見積もりにさして、やるかやれんかっていうようなことは、また、そこはまた決めたらいいんやけども。いろんなイメージはやっとかないと、常日頃から。そうでしょう。意味ないじゃないですか。もう最後に、ちょっと要望としてね、申し上げますけども。もう時間や・・・

○副議長（森川彰久君） 持ち時間が無くなりました。

○6番（新澤良文君） 副議長が言うてはりますのでね、要望してきますけどもね、そういうことですよ。もう備えあれば憂いなし。それで皆さん町民の目線になってね、領域を侵してでも、超えてでも、やってほしい。これ強く要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（森川彰久君） ちょっと議長から質問あります。給食センターした時、ソ

一ラーの見積もりはしなかったの。さっきから度々質問されておるけど。してたの。教育委員会してたの。してなかったん。分かりました。また場所を変えて委員会で継続質問していただけたらと思います。

これをもちまして、6番、新澤議員の質問を終わります。なお、議長の質問が終わりましたので、暫時休憩後は議事進行を議長にお願いしますので、よろしくお願いたします。暫時休憩。

午後 6時34分 休憩

午後 6時34分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。以上をもちまして、本日通告いただきました一般質問を終了いたします。本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。散会。

午後 6時35分 散会

令和5年高取町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和5年9月19日（月曜日）
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和5年9月19日 午前10時00分
閉会 令和5年9月27日 午前10時28分

出席議員（8名）

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	吉	巳	君
4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
6	番	新	澤	良	文	君
7	番	森	下		明	君
8	番	新	澤	明	美	君

欠席議員（0名）

なし

会議録署名議員

4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
7	番	森	下		明	君

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	新	田	靖	幸
書				記	辻		真	佑

説明のため出席した者の職・氏名

町	長	中 川 裕 介	君
副 町	長	東 扶 美	君
教 育	長	安 田 光 治	君
総 括 参	事	山 本 修 平	君
総 務 課	長	芦 高 龍 也	君
総 合 政 策 課	長	岸 本 資 之	君
税 務 課	長	石 尾 宗 将	君
住 民 課	長	吉 田 宗 義	君
福祉課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長		(欠 席)	
ま ち づ ぐ り 課	長	米 田 晴 信	君
事 業 課	長	森 本 修	君
会 計 管 理 者		福 若 佐 智	君
教 育 次 長		前 田 広 子	君
福 祉 課 長 補 佐		北 川 千 鶴	君

議事日程

令和 5年 9月27日 午前10時00分 開議

- 1 認第 1 号 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 認第 2 号 令和4年度高取町水道事業会計決算の認定について
- 3 報第 1 号 専決処分の報告について（令和5年8月1日専決）
（令和5年度高取町一般会計補正予算（第4号））
- 4 報第 2 号 専決処分の報告について（令和5年8月1日専決）
（高取町子ども医療費助成条例の一部改正について）
- 5 議第 2 号 令和5年度高取町一般会計補正予算（第5号）
- 6 議第 3 号 令和5年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 7 議第 4 号 令和5年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議第 5 号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 9 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（新澤良文君） ただ今より、本会議を再開いたします。本日の出席議員は、8名中、8名でございますので、本会議は成立いたします。

本日、決算認定に伴い、地方自治法第121条の規定により、川上代表監査委員の出席を求め、出席していただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る、9月19日に提案理由説明をお受けいたしております。各所管の委員会に付託しておりました案件につきましては、ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。なお、委員長報告は、委員会が開催された順にお受けいたします。

それでは、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。2番、西川委員長、ご登壇願います。

〔2番 西川侑壱君 登壇〕

○2番（西川侑壱君） 失礼いたします。総務経済建設委員会からのご報告を申し上げます。去る、令和5年9月20日、10時より、役場2階の集会室において、委員8名全員出席のもと総務経済建設委員会を開催いたしました。本定例会に上程された議案の中で、本委員会に付託された1議案、議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更についてを慎重に審議し、全会一致で承認いたしました。続いて、総務経済建設委員会内で議論された内容について、ご報告申し上げます。総務課において、令和4年度の決算報告の結果をもとに、今後の財政計画について議論いたしました。直近では、文化センターへの対応や幼稚園跡地の利用などの課題があり、今後20年間でどのような事業が計画されているのか、そのために年間予算をどの程度積み立てる必要があるのか、そして、これらの事業が借金や貯蓄にどのように影響を及ぼすのかについて、委員から質問がありました。町長の答弁は、計画の必要性は理解していますが、具体的な計画はまだ策定されていません。今後、検討していきますとのことでした。委員会としても、この計画は必要であると考えため、次回の定例会、または、遅くとも来年度の予算策定までに総合政策課と連携して計画を立て、その進捗について報告を求めることとしました。また、土地開発公社が所有する土地の現状についても報告を受け、今後の方針について議論が行われました。次回の定例会までに土地開発公社の理事会を開催し、その結果についてご報告いただくことを求めました。総合政策課で

は、チャレンジショップとしごとコンビニの現状、町の公式LINEについてご報告をいただきました。その他にも、SNS発信に関する質問やぐるっと高取構想の現状についても議論いたしました。次回の定例会では、しごとコンビニの決算についての報告を求めました。税務課からは、高取町税条例施行規則の制定についての報告があり、道路交通法の改正に伴う電動キックボードのナンバープレートについて報告がありました。まちづくり課では、高取町PRグッズの制作と管理についての報告を受けました。委員会からは、新たな高取のお土産やゆるキャラの作成、PRグッズの取り扱いや置き場所を検討するよう求め、次回定例会でこれらの進捗についてご報告いただくこととしました。事業課からは、県域水道一体化の現状に関する報告がありました。県域水道一体化については、10月に次回協議会が予定されており、その中で決まる事項については、次回の定例会でご報告いただくこととなっております。その他、委員より町内の途中で工事が中断している道路に関する質問があり、今後の方針について議論いたしました。今後の方針については、各関係自治会の区長や区内にお住まいの住民、土地所有者の意見もお聞かせいただいたうえで検討していくこととなりました。工事再開の方針が採用される場合でも迅速に対応できるように、概算をシミュレーションし、次回定例会でご報告いただくこととなっております。総務経済建設委員会からのご報告は以上となります。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、教育厚生委員会のご報告をお受けいたします。5番、野口委員長、ご登壇願います。

〔5番 野口勝也君 登壇〕

○5番（野口勝也君） 教育厚生委員会からご報告申し上げます。去る、9月21日、午前10時から、2階集会室において、委員8名全員出席のもと開催をいたしました。本定例会に上程されました議案のうち、本委員会に付託されました1議案につきまして、慎重に審議をいたしました。報第2号 専決処分の報告について（令和5年8月1日専決）（高取町子ども医療費助成条例の一部改正について）、以上1議案は全会一致で承認されました。以上で報告を終わります。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、予算委員会のご報告をお受けいたします。3番、谷本委員長、ご登壇願います。

〔3番 谷本吉巳君 登壇〕

○3番（谷本吉巳君） 予算委員会よりご報告いたします。予算委員会は、去る、9月22日、午前10時から、役場2階集会室におきまして、議員8名、並びに理

事者、管理職出席のもと開催いたしました。本委員会に付託を受けました案件は、報第1号 専決処分の報告について（令和5年度高取町一般会計補正予算（第4号））、議第2号 令和5年度高取町一般会計補正予算（第5号）、議第3号 令和5年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、及び、議第4号 令和5年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、でございます。慎重に審議いたしました結果、全議案を全会一致で承認いたしましたことをご報告いたします。以上、予算委員会からの報告といたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、決算審査特別委員会のご報告をお受けいたします。3番、谷本委員長、ご登壇願います。

〔3番 谷本吉巳君 登壇〕

○3番（谷本吉巳君） 決算審査特別委員会よりご報告いたします。本委員会は、去る、9月25日、26日の両日午前10時から、役場2階集会室におきまして、議員8名、並びに理事者、管理職出席のもと開催いたしました。本委員会に付託を受けました案件は、認第1号 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、及び、認第2号 令和4年度高取町水道事業会計決算の認定について、でございます。慎重に審議いたしました結果、全議案を全会一致で承認いたしましたことをご報告いたします。以上、決算審査特別委員会からの報告といたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。以上をもちまして、各委員長報告を終了いたします。なお、委員長報告に対する質疑は行いません。各議案審議の中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしく願います。

お諮りいたします。ただ今から、議事進行をいたしますが、議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、省略いたします。あわせて、本定例会は常任委員会において、全議員出席のもとで開催されております。付託案件の中で全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、提案どおり進めさせていただきます。

次に、日程第1 認第1号 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、を議題といたします。

それでは、川上代表監査委員より、決算審査結果について、ご報告をお願いいたします。川上代表監査委員。

〔代表監査委員 川上 隆君 登壇〕

○代表監査委員（川上隆君） 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る、8月8日、9日の2日間、議会選出の松本委員と共に実施をいたしました。審査の概要につきましては、お手元に配布しております、高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書をご清覧いただきたいと思います。審査の結果は、いずれも計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第2 認第2号 令和4年度高取町水道事業会計決算の認定について、を議題といたします。

それでは、川上代表監査委員より、決算審査結果をお願いいたします。川上代表監査委員。

〔代表監査委員 川上 隆君 登壇〕

○代表監査委員（川上隆君） 令和4年度高取町水道事業会計決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る、6月30日、議会選出の新澤委員と共に実施をいたしました。令和4年度高取町水道事業会計決算について、関係諸帳簿、並びに証拠書類を照合、審査した結果、決算は計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可

決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告について（令和5年度高取町一般会計補正予算（第4号））、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第4 報第2号 専決処分の報告について（高取町子ども医療費助成条例の一部改正について）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第5 議第2号 令和5年度高取町一般会計補正予算（第5号）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第6 議第3号 令和5年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可

決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第7 議第4号 令和5年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第8 議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第9 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について、を議題といたします。各常任委員会委員長、及び議会運営委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

○議長（新澤良文君） お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、申出書に記載の事項について、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

それでは、ここで、長年にわたり本町の教育行政の進展にご尽力いただきました安田教育長が、9月30日を持って退任されますので、退任のご挨拶をいただき

たいと思います。安田教育長、ご登壇願います。

〔教育長 安田光治君 登壇〕

○教育長（安田光治君） 失礼します。最後に、大変貴重な議会の時間に、このような退任の挨拶の場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。早いもので、私が教育長を就任してから6年が経とうとしております。その間は、議員の皆さま方には本当にいろいろお世話になり、ありがとうございました。思い起こせばいろいろありましたが、今日まで大過なく、今日の日を迎えられましたのも、議員の皆さま方のご指導やご支援があったからこそと感謝の気持ちでいっぱいでございます。これからは職を離れましても、遠くから高取町を応援しながら、次の人生をゆっくり歩んでいきたいなと思っております。最後に、皆さま方のご健勝とご活躍、そして、高取町の今後の発展をお祈りいたしまして、簡単でございますけれども退任の挨拶とさせていただきます。今日まで本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 安田教育長。本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。次に、安田教育長の後任として、10月1日付で教育長に就任されます、関口純司氏からのご挨拶を受けることにいたします。関口氏の入場を認めます。

関口氏、お願いいたします。

〔新教育長 関口純司君 登壇〕

○新教育長（関口純司君） おはようございます。この度、高取町教育委員会教育長の就任のご承認をいただきました関口純司です。この場に立たせていただきまして、改めて高取町の教育行政を預かる教育長としての重責に身の引き締まる思いでおります。どうぞよろしくお願いいたします。教育長の就任に当たりまして、議会の貴重な時間をお借りいたしまして、ご挨拶を申し上げます。私は、昭和53年、上北山村に勤務して以来、香芝市、葛城市では教諭として、香芝市、王寺町、ドイツの日本人学校、ルクセンブルクの補習校では、管理職として勤務させていただきました。平成29年に教職を離れてからは、高取町教育委員を令和2年から4年間務めさせていただいております。さて、先般、町長から教育長就任の要請をいただいた際には、大きな戸惑いと不安がありました。それは正直なところですが、しかし、長きにわたって私を育ててくれた高取町にご恩返しができる。また、私のこれまでの経験が少しでもお役に立つ機会があるのではないかという思いに至り、これまでと違う立場、役割ではありますが、高取町の教育が充実し

ていくように精一杯頑張りたいという考えであります。現在、社会情勢の大きな変化により、社会全体が以前とは比べ物にならないほど複雑化、多様化しております。そして、将来を見通すのがとても困難な時期を迎えています。子どもたちの置かれている教育現場も例外ではありません。さらに、私たちを取り巻く環境が飛躍的に進展していく中、新たな変革が求められています。今こそ社会全体が、一人一人が豊かになる学び、みんながつながりよりよく生きていける社会について、問い続けなければならないと思っています。そのような状況ではありますが、安田前教育長が築いてくださった高取町の教育をより前進していけるように頑張りたいと思います。高取町の教育の基本方針は、郷土に誇りを持ち、知・徳・体の調和のとれた社会の一員として、自律できる人間づくりであります。家庭、学校、地域が連携し、活力のあるまちづくりと豊かな人間性を備えた高取町を担う人づくりに邁進してまいりたいと思います。結びといたしまして、これからは教育委員会を代表するという重責を担うこととなります。今後は、法令等の趣旨を踏まえ、教育の政治的中立性を確保しつつ、町長、議会の皆さまと熟議を尽くし、教育委員会の方々とともに、子どもたちをはじめ、町民皆さまが健康で生き生きと活躍している姿を思い描き、教育行政のより一層の発展に向けて、精一杯努力していく所存でございます。今後のご指導とご支援をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君）　ありがとうございました。これをもちまして關口氏が退場をされます。

それでは、今定例会の閉会にあたり、中川町長よりご挨拶をお受けいたします。

中川町長、ご登壇願います

〔町長　中川裕介君　登壇〕

○町長（中川裕介君）　第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。本定例会では、令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入決算の認定について、などの認定案件、また、令和5年度高取町一般会計補正予算、などにかかります議決案件、全てで13件でございますが、終始熱心にご審議をいただき、全議案を承認、また、ご議決をいただきまして、本当にありがとうございます。また、先ほど安田教育長さんご挨拶されましたように、安田教育長さん9月末日をもって任期満了となります。10月からは先ほどご挨拶されました關口純司さんが就任をされます。また、代表監査委員につきましては、川上隆さんに引き続きお勤めをお願いしたいと考えております。安田教育長さんにおかれましては、

平成29年から6年間、高取町の教育行政のために多大なるご健闘いただきました。誠にありがとうございます。お疲れ様でございました。さて、本会議はじめ各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、今後の町政運営に反映するように努めてまいりる考えでございます。引き続き、ご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君）　ありがとうございました。これをもちまして、令和5年高取町議会第3回定例会を閉会いたします。閉会。

午前10時28分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員